

# 円滑な EPA 交渉を目指して<sup>1</sup>

## 組織化から強い農業へ

神戸大学 石黒馨研究会 産業政策分科会

小嶋樹<sup>2</sup>

小嶋宏明<sup>3</sup>

中野佳世<sup>4</sup>

吉田真知子<sup>5</sup>

2007年12月

<sup>1</sup>本稿は、2007年12月1日、2日に開催される、ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム2007」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、石黒教授（神戸大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

<sup>2</sup>神戸大学経済学部経済学科三回生 石黒研究会所属

<sup>3</sup>神戸大学経済学部経済学科三回生 石黒研究会所属

<sup>4</sup>神戸大学経済学部経済学科三回生 石黒研究会所属

<sup>5</sup>神戸大学経済学部経済学科三回生 石黒研究会所属

# 要約

本稿の目的は、我が国が FTA/EPA 締結を円滑におこなうことである。

本稿の結論は、競争力強化が交渉の円滑化を促し、その方策の一つとして、EPA ファンドの創設を提言することである

近年、世界各国で二国間もしくは多国間での貿易自由化をめざす FTA(自由貿易協定:Free Trade Agreement)や貿易自由化だけでなく投資、競争、人の移動など幅広い内容を含む EPA(包括的経済連携協定;Economic Partnership Agreement)の締結が急速に増加している。

WTO 体制を支持していたわが国でも、この世界的な FTA/EPA 拡大の流れに遅れることは損失となることから WTO 体制を補完するものとして、諸外国に大きく遅れをとりながらもより幅広い分野を盛り込んだ EPA 締結交渉へ積極的な姿勢に転じるようになった。

けれどもわが国には FTA/EPA 締結交渉過程に推進派と反対派が混在し、それらが交渉へ影響を与えることで交渉締結を遅らせている。推進派には FTA/EPA により輸出が拡大すると考えられる鉱工業のような競争力がある産業が挙げられ、反対派には FTA/EPA により安価な農産物の輸入が増加し国内市場圧迫すると考えられる農林水産業のような競争力のない産業が挙げられる。

また、我が国の FTA/EPA 交渉体制では、経済省である経産省に加え、農水省や財務省、外務省が同時に交渉のテーブルに加わる。そのため、省庁間の利害が分かれる案件に対してはわが国の交渉団内での対立を招き、どうしてもスピード感に欠ける交渉となりがちである。また、同時に、大胆な提案を持ち出しにくくさせている。特にわが国が他国と比して劣位にあるとされる農林水産分野では、この分野の譲歩を通じて相手国の鉱工業部門での譲歩を引き出したい経産省と、この分野を除外することを望む農水省との対立が締結を遅らせている。交渉段階において推進派の鉱工業と反対派の農業が同じテーブルにすわることで、さらに交渉締結を難しくさせている。

このようなことから、我が国が FTA/EPA 締結交渉を円滑におこなうためには、FTA/EPA に反対する勢力の圧力を下げることが、現実的な早期交渉締結に有効であると考えた。

そのため、FTA/EPA 交渉のモデルを 2 レベル・ゲーム分析という手法を用いて、競争力強化が交渉を円滑にすることを実証した。農業の競争力と農家主体から農水省への政治的圧力がトレードオフの関係が成立していることから、競争力と政治的圧力を代替させ、その圧力の低下が交渉に与える影響を分析した。その結果以下の結論を得た。

- ① 農業の競争力が著しく弱い場合は、その政治的圧力が十分に発揮され、交渉を大きく阻害する。
- ② 農業の競争力が向上すれば、FTA/EPA 交渉の円滑化につながる。
- ③ 推進派企業と同等の競争力を持った時が最も FTA/EPA 交渉が円滑になる。

この結果から競争力強化は交渉を円滑にし、現状が農業の競争力が著しく低い場合には一層の効果がある。さらに鉱工業部門と同等の競争力を得たならば、最も早い締結を可能にする。そのため資源の効率的配分を通じてなど、農工間の資源の不均衡を是正する方策の道筋を立てる政策が必要であると考えた。

これをふまえ、本稿の政策提言として、EPA ファンドを創設する。EPA ファンドとは、FTA/EPA 締結による利益が低いもしくは、締結により不利益を生む農業に対して、FTA/EPA 締結による利益が大きい工業から資源の提供を行うものである。EPA ファンド適用により、資源として融資や情報などを低コストで提供された農業は、国の意向にそって集落営農の組織化が進むことが予想され、競争力の漸増とともに、FTA/EPA 締結への反対圧力を減らし、これにより、FTA/EPA の交渉可能領域を漸増し、締結しやすくなる。さらに鉱工業側も FTA/EPA による利益とともに、農工間の交流によるさまざまなメリットを得られることになる。このように、EPA ファンドを適用すると推進派の工業、反対派の農業ともに利益を得ることができる。そのため、ファンドの運用が可能になり、その運用とともに一層の農業分野の競争力強化を達成できる。

## 目次

### はじめに

## 第1章 FTA/EPA をとりまく現状

- 第1節 (1. 1) 問題意識
- 第2節 (1. 2) FTA/EPA への交渉体制
- 第3節 (1. 3) 推進派の現状
  - (1. 3. 1) 推進派の動き
  - (1. 3. 2) 推進派の例：自動車産業の現状
- 第4節 (1. 4) 反対派の現状
  - (1. 4. 1) 反対派の動き
  - (1. 4. 2) 反対派の例：農業の現状
  - (1. 4. 3) 品目横断的経営安定対策
  - (1. 4. 4) 集落営農

## 第2章 先行研究

- 第1節 (2. 1) 先行研究の紹介
- 第2節 (2. 2) 政策提言に至る俯瞰図

## 第3章 FTA/EPA 交渉の分析

- 第1節 (3. 1) 2レベル・ゲームの枠組み
- 第2節 (3. 2) FTA/EPA 交渉のモデル
  - (3. 2. 1) FTA/EPA モデル
  - (3. 2. 2) 分析結果

## 第4章 政策提言：EPA ファンドの創設

- 第1節 (4. 1) EPA ファンドの概要
  - (4. 1. 1) EPA ファンドのシステム
  - (4. 1. 2) EPA ファンドに参加する企業のメリット
  - (4. 1. 3) EPA ファンドに参加する集落のメリット
- 第2節 (4. 2) EPA ファンドの適用～日韓 EPA～
  - (4. 2. 1) 日韓 EPA の概況
  - (4. 2. 2) 日韓 EPA の争点と交渉の停滞

- (4. 2. 3) 日韓 EPA の締結以後の自動車業界
- (4. 2. 4) EPA ファンドの設置
- 第3節 (4. 3) EPA ファンドの意義
- 第4節 (4. 4) 今後の課題

## 参考文献・データ出典

# はじめに

本稿の目的は、我が国が FTA/EPA 締結を円滑におこなうことである。

本稿の結論は、競争力強化が交渉の円滑化を促し、その方策の一つとして、EPA ファンドの創設を提言することである。

近年、世界各国で二国間もしくは多国間での貿易自由化をめざす FTA(自由貿易協定:Free Trade Agreement)や貿易自由化だけでなく投資、競争、人の移動など幅広い内容を含む EPA(包括的経済連携協定;Economic Partnership Agreement)の締結が急速に増加している。

WTO 体制を支持していたわが国でも、この世界的な FTA/EPA 拡大の流れに遅れることは損失となることから WTO 体制を補完するものとして、諸外国に大きく遅れをとりながらもより幅広い分野を盛り込んだ EPA 締結交渉へ積極的な姿勢に転じるようになった。

けれどもわが国には FTA/EPA 締結交渉過程に推進派と反対派が混在し、それらが交渉へ影響を与えることで交渉締結を遅らせている。推進派には鉱工業のような競争力がある産業が挙げられ、反対派には農林水産業のような競争力のない産業が挙げられる。また、我が国の FTA/EPA 交渉体制では、交渉段階において推進派の鉱工業と反対派の農業が同じテーブルにすわることで、さらに交渉締結を難しくさせている。

このようなことから、我が国が FTA/EPA 締結交渉を円滑におこなうためには、FTA/EPA に反対する勢力の圧力を下げることが、現実的な早期交渉締結に有効であると考えた。

これをふまえ、本稿の政策提言として、EPA ファンドを創設する。EPA ファンドとは、FTA/EPA 締結による利益が低いもしくは、締結により不利益を生む農業に対して、FTA/EPA 締結による利益が大きい鉱工業から資源の提供を行うものである。EPA ファンド適用により、資源として融資や情報などを低コストで提供された農業は、国の意向にそって集落営農の組織化が進むことが予想され、競争力の漸増とともに、FTA/EPA 締結への反対圧力を減らし、これにより、FTA/EPA の交渉可能領域を漸増し、締結しやすくなる。さらに鉱工業側も FTA/EPA による利益とともに、農工間の交流によるさまざまなメリットを得られることになる。このように、EPA ファンドを適用すると推進派の鉱工業、反対派の農業ともに利益を得ることができる。そのため、ファンドの運用が可能になり、その運用とともに一層の農業分野の競争力強化を達成できる。

最後に、本稿の構成について述べる。第 1 章では、FTA/EPA をとりまく現状について、問題意識やわが国の FTA/EPA の交渉体制、交渉推進派反対派の具体例として自動車産業と農業を挙げ、それらの現状について特に農業の現状としては新対策である品目横断的経営安定対策について考察する。第 2 章では、先行研究を紹介し、政策提言へ至る俯瞰図について述べる。第 3 章では、FTA/EPA 交渉の分析として、国際交渉と国内交渉を分析するための理論モデルである、2 レベル・ゲームを紹介し、分析する。第 4 章では、FTA/EPA 交渉円滑化のための政策提言をし、韓国の事例にあてはめ考察する。

# 第1章 FTA/EPA をとりまく現状

本稿で政策を提言する方向を FTA/EPA をめぐる問題解決とする。そのためにもこの章を通じてわが国の FTA/EPA をめぐる問題を提起する。その上でまず第 1 節ではわが国の FTA/EPA の問題を整理し、そこから本稿全体を通して扱う問題を明らかにする。そして第 2 節では日本の交渉体制について触れ、政策提言につなげる。第 3 節、第 4 節では第 2 節を受けて、鉱工業部門と農業部門を整理する。第 4 節の中では、さらに続けて今年よりはじまった「品目横断的経営安定対策」を調べ、それに関連の深い集落営農の効果を整理する。それが本稿における問題解決に有効であれば、その現状を分析し、次章以降で、その有効な活用方法を模索する。

## 第1節 問題意識

近年、世界各国で二国間もしくは多国間での貿易自由化を目的とする FTA(自由貿易協定:Free Trade Agreement) や貿易自由化だけでなく投資、競争、人の移動など幅広い内容を含む EPA(包括的経済連携協定:Economic Partnership Agreement)の締結が急速に増加している。この理由として、世界のグローバル化が進展した現在、途上国の WTO(世界貿易機構:World Trade Organization)への加盟増加などにより多国間での貿易自由化の合意形成が難しくなっていることが挙げられる。

一方で、FTA/EPA の拡大に対しては、より世界的な貿易自由化を促進させるという肯定的な見方と、再びブロック経済化に向かわせるものとする否定的な見方が存在するものの、行き詰る WTO 交渉への解決策としてより柔軟な交渉が可能な二国間など少数国間での FTA/EPA の締結が拡大するようになった。<sup>6</sup>

WTO 体制を支持していたわが国でも、この世界的な FTA/EPA 拡大の流れに遅れることは機会費用の損失となることから WTO 体制を補完するものとして、諸外国に大きく遅れをとりながらもより幅広い分野を盛り込んだ EPA 締結交渉へ積極的な姿勢に転じるようになった。

しかしわが国には FTA/EPA 締結交渉過程に推進派と反対派が混在し、それらが交渉へ影響を与えることで交渉締結を遅らせている。具体的には以下の節で述べるが、推進派には FTA/EPA により輸出が拡大すると考えられる鉱工業のような競争力がある産業が挙げられ、反対派には FTA/EPA により安価な農産物の輸入が増加し国内市場圧迫すると考えられる農林水産業のような競争力のない産業が挙げられる。

実際シンガポールとの間にわが国初の FTA/EPA を締結した後、続けてメキシコとも締結したが、日-シンガポール EPA では、両国に競争力のある農業が存在しておらず、当初から農業は交渉のテーブルにはあがらなかった一

<sup>6</sup>浦田(2002)

方で、対メキシコ EPA においては、メキシコに比較優位性のある豚肉が争点となり交渉が難航し、EPA の早期締結には至らなかった。

最近では、フィリピン、マレーシア、タイとの交渉など、日本が農業保護に固執するため、相手国の鉱工業分野への自由化に対して攻めにくくなり交渉が膠着した。<sup>7</sup> FTA/EPA に出遅れた日本は東アジアを中心に FTA/EPA 戦略を展開しているが、現在交渉中のオーストラリアを筆頭に、将来において中国や米国といった農業大国との EPA を考慮しなければならない。

以上から、世界で FTA/EPA が急増している一方、日本が FTA/EPA 交渉に遅れている現在、円滑で早期締結な交渉を行うためには、反対派である農業部門の競争力を上げ、FTA/EPA 締結交渉の圧力を下げることが必要である。

## 第2節 FTA/EPA への交渉体制

主要国では、EPA/FTA 交渉を経済省や貿易担当省が一括して担当することが多い。例えばアメリカにおいては USTR(米  
国通商代表部:the Office of the United States Trade Representative)が、EU においても通商総局が担当している。  
このため、省庁間の対立とは無縁にスピーディーな交渉が可能になるだけでなく、大胆な提案を行うことも可能となる。

他方で、わが国では経済省である経産省に加え、農水省や財務省、外務省が同時に交渉のテーブルに加わる。そのため、省庁間の利害が分かれる案件に対してはわが国の交渉団内での対立を招き、どうしてもスピード感に欠ける交渉となりがちである。また、同時に、大胆な提案を持ち出しにくくさせている。特にわが国が他国と比して劣位にあるとされる農林水産分野では、この分野の譲歩を通じて相手国の鉱工業部門での譲歩を引き出したい経産省と、この分野を除外することを望む農水省との対立が締結を遅らせている。

しかし、この四省体制にも利点はある。一機関が交渉を担当する国では、締結後、議会を通すことが困難な場合もしばしば見受けられるが、国内の主たる対立要因である経産省と農水省が同時に交渉にあたるため、締結後はそのまま議会の承認を得、すぐさま発効につなげることが可能である。

以上の点より、交渉体制においては現行体制を維持しつつも、FTA/EPA に反対する勢力の圧力を下げることが、現実的な早期交渉締結に有効であると考えられる。

---

<sup>7</sup>浦田(2002)



## 第3節 推進派の現状

ここでは、わが国の FTA/EPA 交渉において主要なアクターである推進派について述べる。FTA/EPA 締結・発効が推進派に正の影響を及ぼすことと同時に、そのために推進派が交渉においてとる具体的な行動を挙げる。さらに、次項ではその主たる産業として自動車産業を例示し、国際社会におけるその産業構造とそれを取りまく現状を把握し、その存在を通じて推進派企業に関する具体的なイメージを深める。

### 1-3-1 推進派の動き

FTA/EPA 交渉において推進派とは、FTA/EPA 締結によってメリットを受ける産業のことであり、具体的には自動車、鉄鋼、機械、化学などである。わが国のこれらの産業は、比較優位があるといわれ、FTA/EPA 締結により相手国の関税が引き下がると一層の優位性を獲得し、EPA 早期締結へのインセンティブが高いといえる。

彼らは FTA/EPA 交渉において、例えばロビー活動、クロスレベル戦略、トランスナショナルな連携などの行動をとり、交渉に影響を与える。

ロビー活動とは、各国の国内構成員が自国の政府や議会に対して、有利な政策決定が行われるように政策立案や投票依頼などを行うことである。また、政策志向が同じ議員や政党に対して政治資金を提供し、議会や政府の政策決定過程に影響力を行使しようとすることもある。クロスレベル戦略とは、各国の構成員が相手国の交渉代表者に直接訴えかけ、その政策選好を変えることである。そのためには、相手国にサイドペイメントが必要な場合もある。そして、トランスナショナルな連携とは、国内構成員の政策選好が異質なとき利害関係を共有する集団が両国に存在する場合において、交渉代表者の政策選好に影響を及ぼすために各国の国内構成員が政治資産の交換や協力行動を行うことである。<sup>8</sup> (図 1-1 参照。)

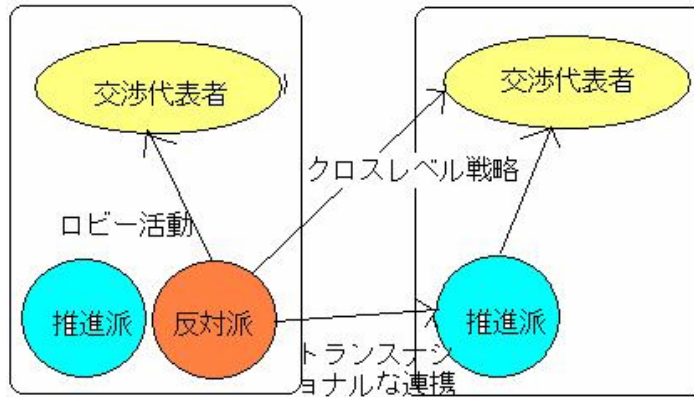
推進派は FTA/EPA による利益を見越し、締結を滞らせる要因に対してサイドペイメントを行ってもなお利益を得ることができる。すなわち、国内における反対派へのサイドペイメントを行うことにより、国内の反対派の圧力を引き下げることが可能である。<sup>9</sup>

---

<sup>8</sup> 石黒(2007)

<sup>9</sup> ISFJ 神戸大学石黒研究会(2006)

図 1-1



## 1-3-2 推進派の例:自動車産業の現状

次に推進派を代表する産業として、自動車産業を例に挙げる。

自動車産業は製造・販売・整備・資材など各分野にわたって広範な関連企業をもち、当該産業で用いられる主要な部品や材料は多種多様であるために一大総合産業と呼ばれ、わが国にとって最も重要な産業の1つである。(表 1-1) 同時にこの産業に従事する就業人口は約 495 万人にもものぼるため大きな雇用創出の源でもあり、また膨大な設備投資、R&D などの動向は経済界のバロメーターとしても注目されている。四輪車の製造に関しては、台数・生産額ともにここ 5 年は増加の一途をたどり、1148 万 4 千台・19 億 7000 万円(2006 年)に達した。自動車産業は日本の主要輸出品としての地位も高く、四輪自動車の輸出台数はほぼ毎年拡大を続けており、2007 年には 600 万台近くに上る。(図 1-2 参照。) 車両・部品を合わせた輸出額も増加しており、2006 年で 1343 億ドルにも達した。2006 年の輸出先の内訳としては、一番多いのが 41.7%の北米、続いて 21.9%のヨーロッパ、9.9%の中近東、8.0%の中南米、7.4%の大洋州、6.4%アジア、4.5%のアフリカという順になっている。毎年若干の揺れはあるものの、この傾向はここ最近変っていない。<sup>10</sup>

近年、貿易や投資の自由化の流れとともに日系を中心とする企業が国境を超えて進出し、国際的なネットワークを構築してきた。そうした結果、特に東アジア地域が目まぐるしく発展し、機械類の部品や中間財を中心に貿易が拡大した。しかしながら、マレーシアのプロトン、インドネシアの国民車構想、韓国の現代のように、途上国をはじめとする多くの国では自動車産業育成のために完成車に関して依然として関税を高く設定している。また、自動車産業育成以外にも、タイのようにドイツなどの外資系企業の圧力のために、関税が高く設定され自由貿易への大きな障壁となっている。FTA/EPA 締結によって、関税撤廃や貿易や投資の円滑化が図られると、自動車の市場が拡大するだけでなく、各企業は国境を越えてより効率的に部品や車の水平分業的生産が可能になる。貿易

<sup>10</sup> 自動車工業会の HP より抜粋

や投資の自由化は、市場メカニズムによって競争力のある企業に有利なものとなる。これに従えば、日本の自動車産業は FTA/EPA 締結により、さらなる利益確保につながると考えられる。

現在交渉中の韓国とオーストラリアの関税率は、それぞれ 8%、32%となっている。また将来において交渉の余地を残す、アメリカが 2.5%、EU が 10%という関税率となっている。今後、FTA/EPA 締結によりこれらの障壁を取り除くことができればわが国の自動車産業は利益を増大させることができる。

表 1-1

日韓両国の自動車産業 RCA 指数

		1990	1995	1998	2000	2001
完成車	日本	3.50	2.40	2.77	2.67	2.79
	韓国	0.45	1.14	1.10	1.27	1.41
	米国	0.56	0.66	0.55	0.53	0.53
	ドイツ	2.16	2.18	2.19	2.38	2.44
	フランス	1.22	1.19	1.22	1.38	1.40
自動車部品	日本	1.65	1.96	1.43	1.70	1.83
	韓国	0.18	0.22	0.40	0.46	0.56
	米国	1.69	1.90	1.96	2.02	1.97
	ドイツ	1.91	1.94	1.31	1.31	1.41
	フランス	1.59	1.60	1.62	1.93	1.81

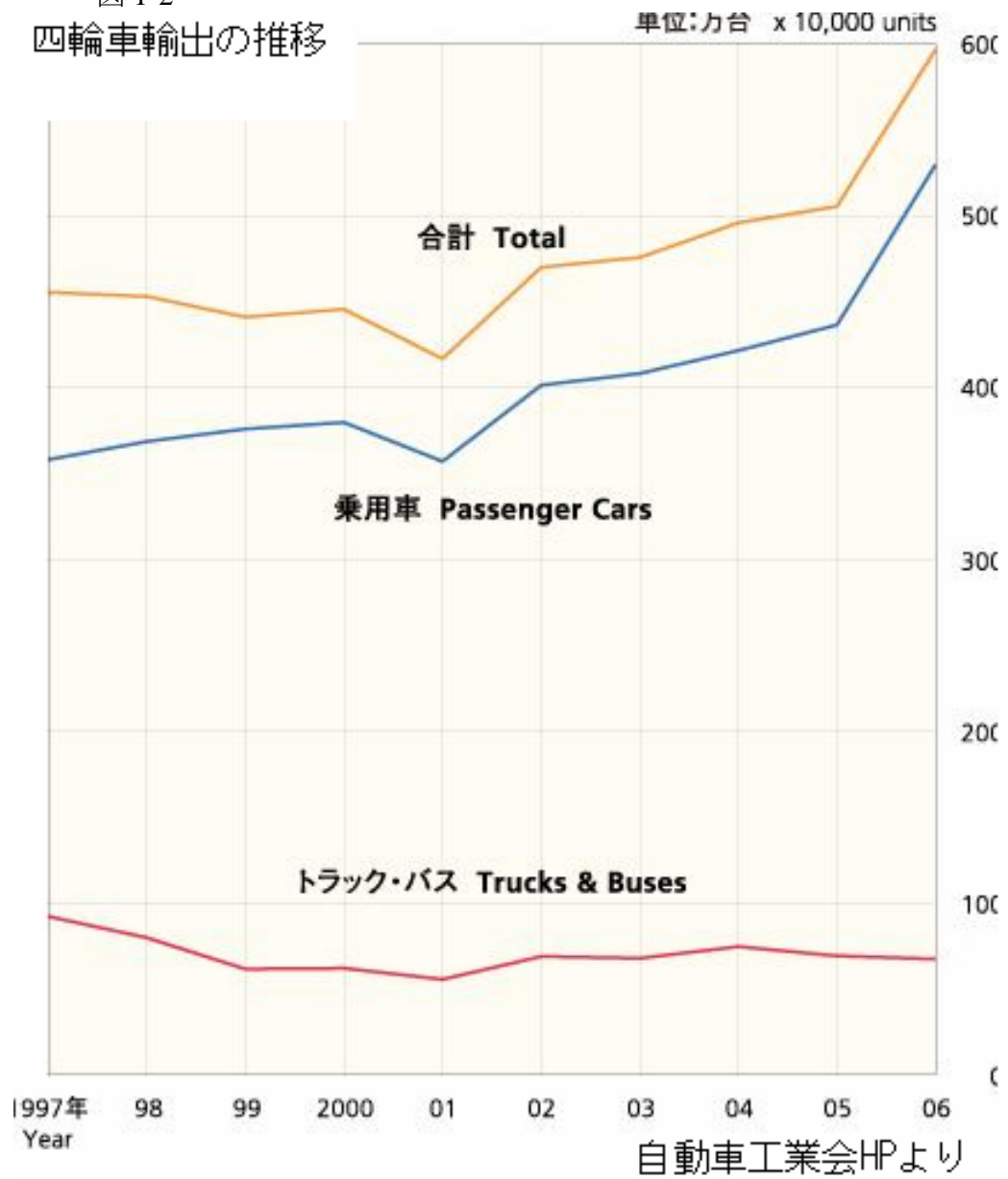
金 泰吉(04)

\* 顕示比較優位(Revealed Comparative Advantage : RCA)指数とは、世界の平均的な輸出比率に比較したときの当該国の輸出比率の大きさを財ごとに示すものであり、各国が世界的に見てどのような財に比較優位があるのかを表すものである。指数の値が 1 を越えると当該業種に比較優位があると言える。

$$RCA_i = \frac{(X_{ci}/X_{ct})}{\{(X_{wi} - X_{ci}) / (X_{wt} - X_{ct})\}}$$

(c 国の i 財の輸出額/総輸出額) / {(世界の i 財の輸出額)/(世界の総輸出額)}

図 1-2  
四輪車輸出の推移



## 第4節 反対派の現状

ここでは、FTA/EPA 交渉において主要なアクターとなる反対派について記す。まず反対派の役割について述べ、そして実際の交渉における主たる反対派産業であり、本論文におけるテーマである農業の現状を認識する。さらに近年の日本の農政を、実際の政策を通して見ることでわが国が進む方向性をとらえ、最終的に政策提言につなげようと思う。その一つの方策として集落営農に目をつけ、効果と現状を整理することによりその可能性を探る。

### 1-4-1 反対派の動き

反対派は、代表的な農業関連のほか、人の移動に際しては看護師協会など、わが国の比較劣位にある部門で形成される。推進派同様に直接交渉に携われるわけではなく、圧力団体を作り、いわゆる族議員や関係省庁に働きかけることによって自らの意思を伝える。他にも推進派同様に、自国交渉担当省に加え、相手国交渉担当者にクロスレベル戦略を用いたり、トランスナショナルな連携を行い自らの利得を確保する。自国民など、直接関係のないアクターに対するサイドペイメントなどにより、反対派に同情する世論を形成することもある。

すでに一定の権益を持ち、更なる拡大を望む推進派とは違い、彼らは、実際に損害を受ける可能性を持っていることから、しばし国内での強い結束を持つ。その結束を背景に、強力な意思を発揮し、時には国際合意に対して拒否権を行使することもある。交渉担当者は反対派の合意できる範囲内で交渉をまとめる必要があり、しかし逆に事前に反対派の合意できる水準を引き上げておくと、締結の可能性は上昇する。

### 1-4-2 反対派の例：農業の現状

反対派は、FTA/EPA 交渉において損害を被ると考えられる産業であり、わが国においては農林水産業が挙げられる。わが国のこの産業はすでに多くの品目において関税が除外、もしくは低い水準にとどまっているが、国際競争力が低く、一部のセンシティブ品目では 100%を超える関税も残っている。(表 1-2 参照。)これらの品目では地域経済に密着しており切り捨てることができないものや政治的な課題も関連し、撤廃、削減を難しくさせている。FTA/EPA 締結による関税引き下げで、関税収益の減少が消費者余剰の増加を上回る可能性があるうえ、外国産品に圧倒され日本の農林水産業が衰退する恐れがあるため、農産物の輸入化を進めることで日本としての国益が向上されるとは言い切れない。浦田らのシミュレーションで見ると、農業セクターを除外した方が、ほとんどの国とのケースで、少なくとも日本の経済厚生が高まる。そのため、戦略的には、農業セクターをできるだけ FTA/EPA に含めない方が日本の国益に合致する。<sup>11</sup>そのような観点から、日本は積極的に農産物の輸入自由化を行うべきではないという意見もあるが、仮にそれが日本の「国益」にかなうとしても、相手国が農産物に関心が高い以上、FTA/EPA 締結の必要性に鑑みれば、日本にとって農業を含めない FTA/EPA は不可能である。そして、わが国政府、農林水産省は農業全体をセクターとして除くことはもはや考えていない。

---

<sup>11</sup> 鈴木(2003)

表 1-2  
わが国の農産物関税構造

実行税率	品目数	構成
無税	396	21.9%
0～10%	391	21.6%
10～20%	260	14.4%
20～30%	219	12.1%
30%～	28	1.5%
従量税等	162	9.0%
関税割当	354	19.6%
合計	1810	100%

出典：農水省より筆者が作成

日本の食料自給率は平成 15 年で 40%と OECD 諸国の中でも一際低く、<sup>12</sup>食の安全保障の観点からも、日本の農業の向上は重大な課題となっている。食料の輸入増加は豊かな食生活をもたらしたが、海外からの食料供給に影響を及ぼす不測の要因として以下の五点<sup>13</sup>があげられる。

- ①主要生産国・輸出国における異常気象等による大不作
- ②主要輸出国における港湾ストライキ等による輸送障害
- ③地域紛争や突発的な事件・事故等による農業生産や貿易の混乱
- ④主要輸出国における輸出規制
- ⑤安全性の観点から行う食品に対する我が国の輸入規制

いずれにせよ将来的にみた場合、今までどおりの食料輸入を続けることができない可能性もあり、そのため日々の生活の中で欠かすことのできない食料は、国内でできるだけ生産し、輸入や備蓄と組み合わせることにより、安定的な食料供給を目指す必要がある。

しかし、日本の農業は次の問題を抱えている。<sup>14</sup>

- ①もともと肥料多投の高土地生産性追求型であったのに対し、世界の主要な食糧生産国では高労働生産性追求型であったために、グローバリズムが一層の深化を迎え保存技術などの技術進歩により農産物の国家間の移動が急増した現在となつては、日本の従来の高土地生産性追求型では日本の厳しい土地制約のもとでは限界があり、競争力を大きくそいでいる。

<sup>12</sup> 農林水産省(2003)

<sup>13</sup> 農林水産省 HP

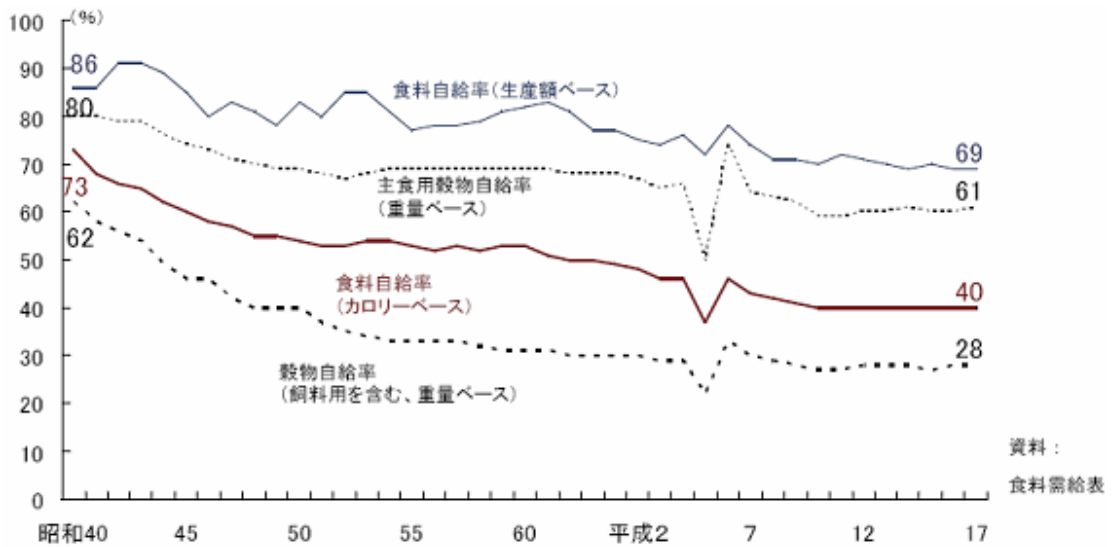
<sup>14</sup> 山口(1994)

- ②日本では非農業部門が世界に先駆けて先進化し、農業部門と非農業部門での賃金格差が大きく開いた。そのため農業従事者が減り、少子高齢化とあいまって後継者の育成が早急な課題となっている。
- ③農業従事者に関しての問題は上記の参入への障壁のほかに、農業従事者の高齢化により、耕作地として維持できなくなった農地が耕作放棄地となるケースも多い。スムーズな退出も促す必要がある。
- ④非農業部門が日本経済を牽引し、非農業部門での輸出が農業部門の恒常的な輸入を上回った結果、日本の貿易黒字が積み重なり経常収支黒字を積み上げ円高を招いた。その結果、農産物の内外価格差が拡大し、日本の農産物の競争力が低下した。
- ⑤内外価格差の拡大により、これまでの保護政策の見直しを、先進諸国の中でも自国の食料輸出を推進することを望むアメリカやヨーロッパを中心に迫られた。

以上の問題を踏まえ、その解決につながる政策が必要であると考えます。

そもそも農業は、土地制約のために生産要素に関して収穫逦減の法則が成り立つため、日本の土地生産性追求型では生産量の拡大には限界があり、現在頭打ち状態にあるが、今後、広大な土地を持ち労働生産性が高い国との FTA/EPA 締結を考慮すると規模拡大によって対抗していくことを促すことが現実的な政策のひとつである。また、同時に若い世代の農業への参入や、年齢的に農業を営むことのできなくなった高齢者の農業からの退出をスムーズに行えるシステムが必要であり、競争力向上を通じた収入の安定や賃金の上昇だけでなく、後継者が高齢農業従事者から耕作地を速やかに引き継げるようにすべきだと考える。

図 1-3 わが国の食料自給率



出典：農水省 HP

### 1-4-3 品目横断的経営安定対策

WTO や FTA/EPA 締結による、世界的な自由化の進展により、わが国は農業分野への保護の見直しを国内外から迫られ、保護の削減と同時に競争力の強化の必要性が説かれている。平成 18 年度 6 月に品目横断的経営安定対策の関連法案が国会で成立したことを受け、国際競争に対抗できる大規模化へ向けた農政の転換へふみだすべく、本年度より品目横断的経営安定対策がスタートした。これにより、今まで行われていた品目別の価格補償が完全に撤廃され、それに代わって指定された作物であれば品目にとらわれず（品目横断的に）所得の補償が行われるようになる。具体的には外国産の生産費との格差を是正する「ゲタ対策」と、農作物の価格下落等による収入の変動に対して、過去の実績を元に基準を設定し、その 9 割を下回る分までを品目横断的に補償する「ナラシ対策」がある。これは品目ごとの生産に影響を与える施策は国際ルールにより削減を求められるのに対し、一元化した所得補償により生産に影響を与えない施策は国際ルールでの削減対象外とみなされるためである。

しかし、今まで受けてきた一切の価格補償の撤廃が全農家を対象としているのに対し、この品目横断的経営安定対策は、対象を一定の面積に関する条件を満たす市町村に認定された「担い手」である個人、法人、集落営農などの団体に限定している。個人に対する条件は 4ha 以上（北海道は 10ha 以上）、集落営農に対しては 20ha 以上



である。<sup>15</sup>これは農家一戸あたりの平均で 1.8ha しかない現状では、何らかの経営統合に向かうインセンティブとなりうる。

農業人口の減少にそって、この対策では平成 12 年には 324 万戸あった大小規模の混在する農家を 22 年に 40 万の大規模農業経営体に絞り込むことを計画している。同時に規模の面でも現在の個別経営で 4ha 以上、集落営農で 20ha 以上から、27 年には個別で 10ha 以上、集落営農で 40ha 以上に条件を引き上げることが目標として打ち出されている。<sup>16</sup>

この品目横断的経営安定対策は、小規模な農家まで保護を行ってきたこれまでの農政を大きく転換し、農地の流動化、経営の集団化を通じて大規模化を促し競争力向上につなげる狙いを持っている。しかし、この対策に関しては諸問題を抱えている。本稿では集落営農の問題に絞り次節にて詳述する。

## 1-4-4 集落営農

上記の通り、新対策において、集落営農は担い手として認定される。農水省は集落営農を以下のように定義している。

集落営農とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部または全部について共同化・統一化に関する合意のもとに実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取り組みを行うもの及び栽培協定または用排水の管理の合意のみの取り組みを行うものを除く）をいう<sup>17</sup>

集落営農活動実態調査(07)で全国の集落を対象に行われたアンケートでは、集落営農の効果について、上から「農地の維持管理」(65.1%)、「生産コストの軽減」(50.2%)、「集落活動の活性化」(43.2%)、「農業用機械の充実」(40.9%)と挙げている。さらにその他挙げられている効果から、集落営農には、効率化による生産性向上だけではなく集落の活性化、担い手の確保、経営の多角化などの効果があると考えられる。(図 1-4 参照。)また、同調査によると、経営規模の拡大の意向は高く、経営耕地面積を拡大する意向のある集落営農の割合は 32.3%、農作業受託面積規模については 36.7%が拡大する意向を持っている。(図 1-5 参照。)集落営農は、小規模な個別農家に比して安定的経営が可能であり、かつ、わが国の抱える農業問題を解決する方策の一つである。さらに国の進める農政とも整合性が高い。

しかし、2007 年時点で全国に 13 万余りある農業集落の中で、集落営農の数はわずか 12,095 集落であり、その中でも品目横断的経営安定対策に加入したものは、3,545 集落、「加入の予定」を加えても 5,654 集落である。<sup>18</sup>このことから、日本の農業集落が品目別経営安定対策により国の目指す形態に至るにはまだほど遠いことがうかがえる。

---

<sup>15</sup> 農林水産省(2005)

<sup>16</sup> 大澤 信一(2007)

<sup>17</sup> 農水省 HP

<sup>18</sup> 農水省(2007)「集落営農活動実態調査結果」

全国の農業集落の中で、規模要件である 20ha に達しない集落が 71,888 集落と、全体の 53.2% に上ることから、新対策のハードルが極めて高いことがうかがえる。ただし、集落営農の 60% が稲作基幹であり、新対策においてコメはゲタ対策の対象外であることも新対策への加入率を下げている一因である可能性もある。

筆者は、本稿の執筆に際して、JA 全農兵庫中央会に、兵庫県における品目横断的経営安定対策と集落営農の現状をうかがいに行った。

兵庫県では、3,902 の農業集落が存在し、その中でも集落営農組織は 617 組織に過ぎず、またその集積面積(経営耕地+農作業受託面積)を見ても、新対策の「担い手」要件である 20ha 以上は 28.4% にすぎず、全国(54.9%)、都道府県(53.8%)に比べても圧倒的に少ない状況である。東日本に比べ西日本の農業はもともと小規模なものが多く、兵庫県でも同様になっているためである。そのため、新対策に加入した営農組織は現状で 204 組織であった。<sup>19</sup>JA 兵庫では集落を三つにわけて考えており、一つ目がこの新対策に加入した 204 集落であり、2010 年までに 300 集落に増やすことを目標に掲げている。二つ目が規模要件を満たせず、しかし営農組織によって安定的な営農が出来る層であり、同じく 2010 年までに 700 集落にしたい意向であった。三つ目が組織化に至らない集落であり、この層は、現状では淘汰されるであろうとの認識であった。

集落営農の組織化が進まない原因としては、人材の不足、機会の不足、誘因の不足が考えられる。組織化するには、人材の面で、強いリーダーシップを持ち、粘り強く集落をまとめるリーダーが必要であるが、大きな負担強いられるため成り手が不足している。農業経営者に集落営農の知識がないことが多く、現状では元 JA 職員や退職した公務員がリーダーとなる事例が多いそうだ。また、実際に農作業を行うオペレーターも必要であるが、全国の既存の集落営農でも認定農家のいる割合は 47% でしかない。さらに、経営能力のある人物が必要であり、農家の中で専門的な知識を持つものがある集落は少ない。機会の面でも、集落内において皆で話し合う機会がなく、危機感を共有することがしにくい。また、集落営農の詳細を知る機会も少なく、知ったとしてもやはり集落内で検討する機会も少ない。さらに誘引の面では、合意形成に時間がかかる上に、合意形成が失敗すると対立や組織活動に停滞が発生し、対立の解決のために多大な時間と調整の努力が必要になる<sup>20</sup>ため、集落を組織化する誘因も少ない。さらに、灌漑などの水路の違いや先祖から受け継いだ農地を共有化することへの抵抗感が挙げられた。このようにさまざまな要素の不足があるかぎり、集落の組織化は行われにくいだろう。

---

<sup>19</sup> 兵庫県の実態 資料 No.1

<sup>20</sup> 中央農業総合研究センター

図 1-4

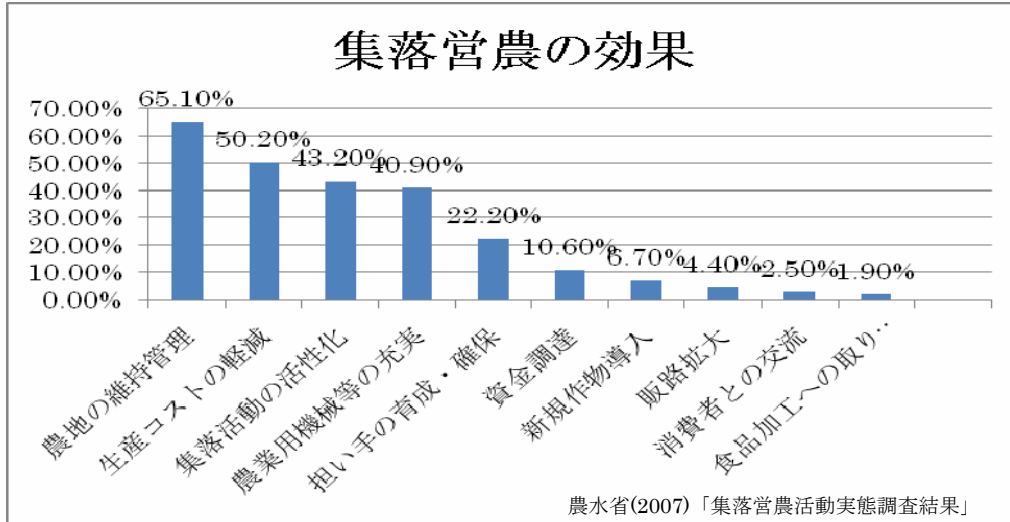


図 1-5

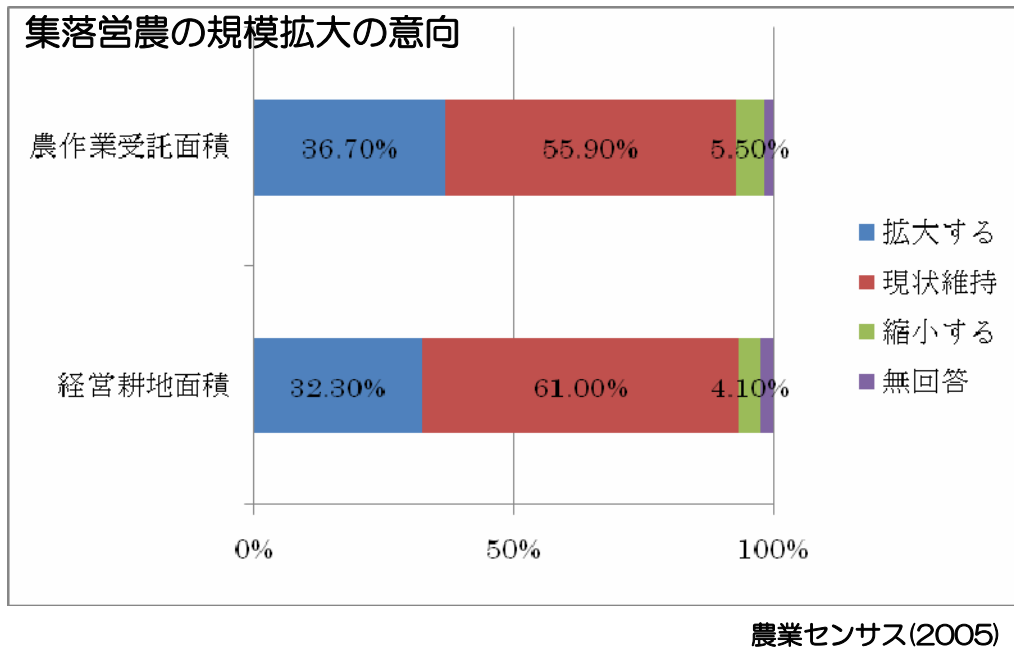
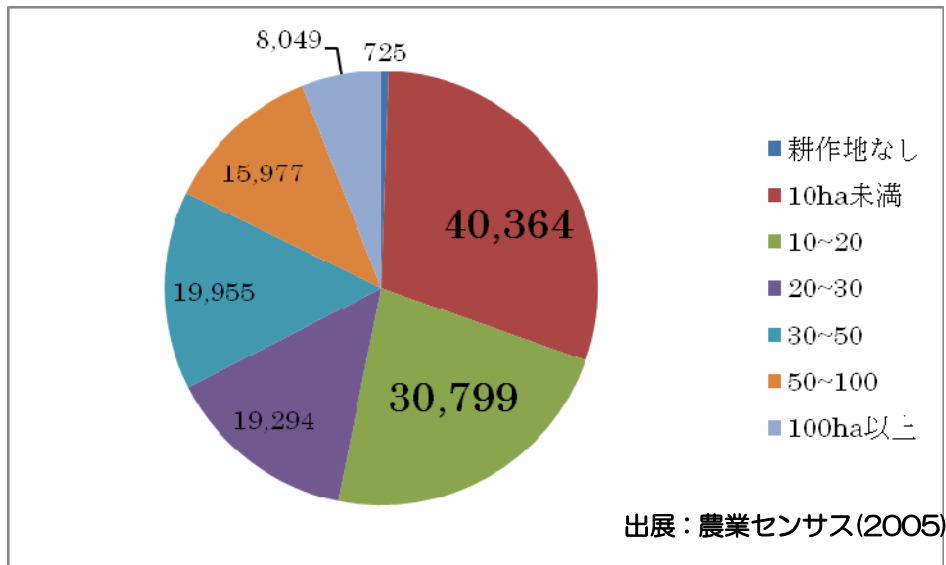


図 1-6

### 耕作面積規模減農業集落数



## 第2章 先行研究

---

### 第1節 先行研究の紹介

FTA/EPA を分析する文献は数多くある中で、本稿では神戸大学石黒研究会「EPA 交渉円滑化と早期締結にむけて」を本稿の先行研究とする。

同研究会の研究によると、FTA/EPA 締結により不利益を被る可能性の高い反対派への対応に着目し、締結の阻害要因の緩和・解消のために「補助金の供与(サイドペイメント)」が有効であるという結論に至っている。現状の補助金の制度の問題点を指摘し、それを補完する制度として「EPA ファンド」という資金供給システムを提言した。

この制度の目的は、反対派に対し、補助金的性質の資金供与を行うことで、FTA/EPA 締結によって反対派が被ると予想される不利益の影響を財政的に補填し、反対派の阻害要因を可及的に緩和・解消することにある。「EPA ファンド」の概要は、FTA/EPA 締結によってメリットを受ける推進派が、FTA/EPA 締結・発効によって得る利益の一部を用いて、反対派に対して資金供与を行い、反対派は FTA/EPA によって被る不利益を緩和・解消するためにその資金を利用するというものである。

また、FTA/EPA によって被る不利益を緩和・解消するために利用すると同時に、資金拠出側の推進派に対しても二次的効果(+ $\alpha$  効果)を及ぼすことができる用途に利用するようにより取り決めることによって、推進派のインセンティブをさらに高めている。<sup>21</sup> さらに、財源を税金に求める国からの補助金(GtoB model)よりも、民間から民間への補助金(BtoB model)の方が交渉の円滑化には有効であったことが興味深い点として挙げられる。

---

21 ISFJ 神戸大学石黒研究会(2006)

## 第2節 政策提言に至る俯瞰図

本稿では、先行論文の「EPA 交渉円滑化と早期締結にむけて」における「EPA ファンド」を、より広い意味で捉え、修正して使用する。次章にて各分析を行う前に、まず本節にて問題提起から政策提言にいたるまでの流れを俯瞰し、そこから論理的裏づけが必要な事項を確認することにより、今後の展開を円滑にする。

農業の競争力のなさが、わが国の FTA/EPA 交渉の円滑化を妨げ、その早期締結を難しくさせているという考えの下、集落営農の有効性に着目し、その安定的経営により、農産物の競争力強化を想定する。第一章にて記したように、現在わが国では「品目横断的経営安定対策」をはじめとする、小規模経営を守る農政から規模拡大を促す農政への大転換が行われている。しかしこの政策にも様々な問題があり、昨年あたりからある程度の結果を残しつつも、まだまだその競争力向上への効果は見えてこない。特に、大規模農地を集積してもそれを経営する人材や機会が不足しているという事が集落の組織化への障壁となっていることから、本稿の政策提言は、集落の組織化を促進し、この新対策を円滑に進めると同時に新対策に加入できない集落に対しても安定的経営を達成させ、将来における加入の手助けとなるようにする。そのことが FTA/EPA 交渉円滑化につなげる事を主眼に置く。そのために、本稿では、先行論文とした「EPA 交渉円滑化と早期締結にむけて」同様に、FTA/EPA により利益を得る推進派と損害を受ける反対派が存在することに着目し、推進派から反対派への資源の提供により、集落の組織化につながり安定対策を補完しうる政策になるのではないかと考えた。さらに推進派から反対派への資源の流れの間に EPA ファンドを設置することにより資源の効率的配分を可能にし、スムーズな農業の競争力向上につながり、FTA/EPA を通じた win-win 関係を形成すると考えた。

政策提言につなげるために、論理の組み立てを三項目、二段階に分けて行い、そこから帰納的に論理的整合性を得てゆく。最初の段階では、本稿を作成する上で先行論文とした「EPA 交渉円滑化と早期締結にむけて」から、筆者が新たに付け加えた農業の競争力向上を目的とする EPA 交渉に寄与する様子を分析する。そこから競争力を向上させることを目的とする EPA ファンドを政策として打ち出し、その効果を検証することで政策提言とする。その中で、先行研究で不足とされた部分を修正し、分析から政策への整合性を持たせる。

## 第3章 FTA/EPA 交渉の分析

品目横断的経営安定対策により、うまく規模拡大が進み競争力向上を後押ししたとき、競争力向上が FTA/EPA 早期締結のメリットをもたらすのかどうかを分析する。

本節では、本稿で用いる分析手法である 2 レベル・ゲームの基本的考え方の概説とともに、先行研究における補助金の役割を競争力強化に置き換え、その影響のシミュレーションを実際の FTA/EPA 交渉に基づいて行う。

### 第1節 2 レベル・ゲームの分析の枠組み

2 レベル・ゲームとは、国際政治学などで二国間における国際政策交渉を分析する上で、しばしば用いられる理論モデルであり、Robert. D. Putnam によって開拓されたものである。

特徴としては以下の通りである。

図 3-1 は簡単な 2 レベル・ゲーム分析における国際交渉の簡単な概略図である。第一に、国際政策交渉を、国際交渉と国内交渉の 2 つのレベルに分け、双方を同時に分析する。レベル 1 は国際交渉の場であり、相手国との国際合意をする。レベル 2 は国内交渉における国内批准の場であり、レベル 1 での合意を承認するかどうかを決定する。この国内の批准は、国際政治と国内政治を繋ぐ重要なリンクであり、このつながりのために国際政策交渉は国家間の利得配分だけではなく、国内構成員同士の利得配分にも同時に影響する。そのため交渉担当者が戦略的に行動するならば、国際交渉は双方向の過程になり、交渉相手国に対する国益の追求と国内批准が同時に進行する。第二に、主要な戦略アクターとしては、交渉代表者を重視する。交渉代表者は国内構成員の純粋なエージェントの場合もあるが、むしろ積極的に国内政治支持を最大化し、個人の政治目標を実現しようとする国際交渉は国内政治を、国内政治は国際合意をそれぞれ制約するが、ともにもう一方の制約条件を変化させたり新たに形成したりするため、交渉代表者は国内政治と国際政治を、双方の反応を予想しながら戦略的に利用する。第三に、交渉代表者の戦略を分析する。国内交渉と国際交渉の 2 つの交渉を同時に操作するような戦略を扱い、2 つの交渉の相互作用を重視する双方向分析である。

主要なアクターとしては、国内交渉者(N)の他に、国外交渉者(N\*)、国内構成員(C)、国外構成員(C\*)を想定する。それぞれのアクターは政策変数の最適水準と現実の水準の差を最小化しようとする、それぞれの目的関数  $U_N$ 、 $U_{N*}$ 、 $U_C$ 、 $U_{C*}$  は以下の通りとなる。

$$\begin{aligned}
 U_N(t, t^*) &= -(t-t_N)^2 - (t^*-t_N^*)^2 \\
 U_{N^*}(t, t^*) &= -(t-t_{N^*})^2 - (t^*-t_{N^*}^*)^2 \\
 U_C(t, t^*) &= -(t-t_C)^2 - (t^*-t_C^*)^2 \\
 U_{C^*}(t, t^*) &= -(t-t_{C^*})^2 - (t^*-t_{C^*}^*)^2
 \end{aligned}$$

$t$ 、 $t^*$ はそれぞれ自国と外国の政策変数であり、 $t_N$ 、 $t_{N^*}$ はそれぞれ自国と外国の理想とする政策変数である。このような目的関数では、各アクターの政治的無差別曲線は同心円となる。簡約にするため、

$$t_N^* = t_{N^*} = t_C = t_{C^*} = 0$$

とすると、図 3-2 のようになる。図 3-2 における点 N は現状(ナッシュ均衡)をさし、交渉代表者による交渉が決裂した場合、BATNA(Best Alternative To a Negotiated Agreement)となり政策変数はこの点に収束する。

このゲームはアクセプタビリティセット(acceptability set)、契約曲線、ウィンセット(win set)、提案権の4つの要素によって均衡(=合意)する。アクセプタビリティセットとは交渉代表者が受け入れ可能な合意の集合のことであり、交渉代表者の理想点と現状で決定される。図 3-2 では理想点( $t_N, 0$ )を中心に現状を表す点 N を通る無差別曲線  $I_A$  の内側となる。契約曲線とは両国の交渉代表者が実際に交渉される点の集合であり、図 3-2 では( $t_N, 0$ )と( $0, t_{N^*}$ )を結んだ線となる。ウィンセットとは国内構成員の受け入れ可能な合意の集合であり、国内構成員の理想と現状で決定される。図 3-2 では理想点( $t_C, 0$ )を中心に点 N を通る無差別曲線  $I_1$  の内側となる。相手国のウィンセットと自国のウィンセットが重なり合っている領域を交渉可能領域と呼ぶ。国際交渉はこの交渉可能領域内にある契約曲線上の点で合意される。このとき合意される点を決定するのが提案権であり、この提案権が自国にあれば、図 3-2 中の点 a で合意が行われ、逆に相手国にあれば点 a\*で行われる。

国内構成員は交渉代表者や相手国国内構成員に様々な働きかけを行い、より自らの理想点に近い位置での合意を促す。一方で交渉代表者も自国構成員のウィンセットに働きかけたり理想点に働きかけたりし、交渉可能領域を広げたり狭めたりする。<sup>22</sup>

<sup>22</sup> 石黒(2007)



図 3-1 石黒(2007)をもとに筆者が作

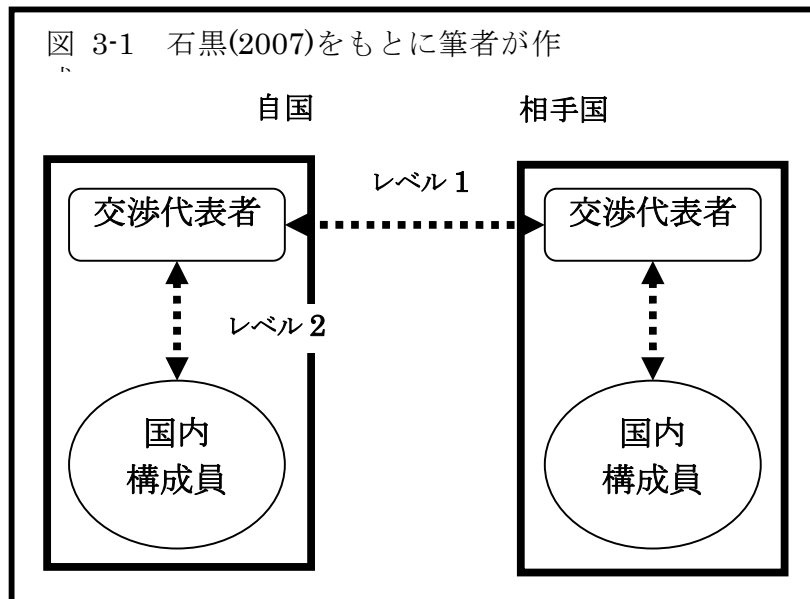
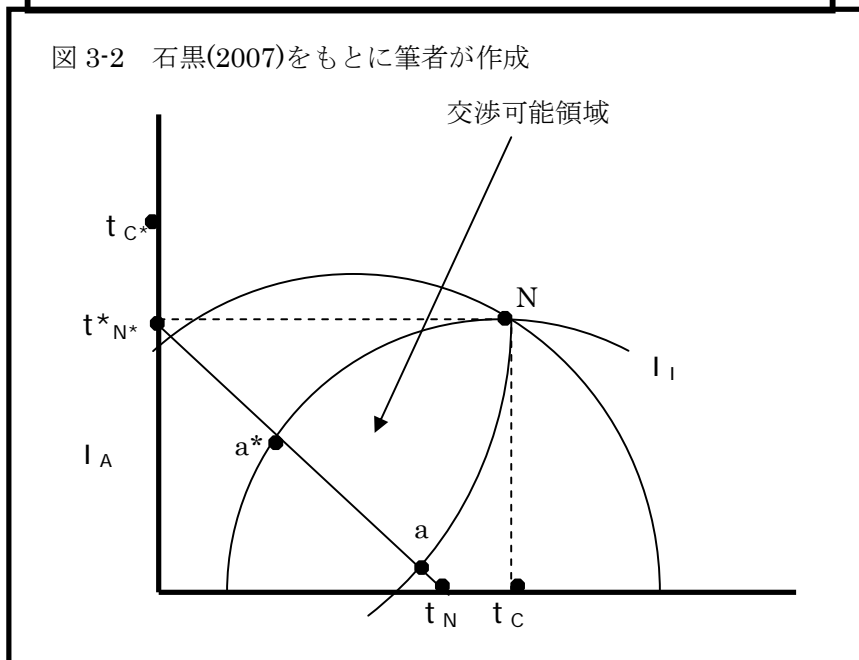


図 3-2 石黒(2007)をもとに筆者が作成



## 第2節 FTA/EPA 交渉のモデル

前節にて紹介した2レベル・ゲームを、FTA/EPA交渉に適用することにより交渉における、各要因の影響を分析する。第1項では前節で紹介したモデルに基づいて、FTA/EPA交渉のモデルに適合するアクターや政策変数などを設定し、FTA/EPA交渉のモデルを具体化する。第2項では、第1項で展開したモデルに、基本的な国際貿易理論に基づいて定義式をあたえる。そして逐次ゲームを行った結果を、しめし、その結果の示す意味を考察し、次章以降での政策提言の根拠とする。

### 3-2-1 FTA/EPA モデル

FTA/EPA交渉のゲームにおいても、国際交渉と国内交渉の二段階で行われる。第一段階は自国と外国のFTA/EPAのゲームであり、第二段階は各国の消費者や企業の最適化行動に関するゲームである。

ここでは、交渉で取り上げる政策変数を関税率とし、アクターを自国交渉代表者(G)、外国政府(FG)、経産省(O)、農水省(I)とする。自国交渉代表者(G)、外国政府(FG)はともに交渉代表者として、経産省(O)は推進派の、農水省(I)は反対派の代理人として行動する。自国交渉代表者(G)が提案権を持ち、外国政府(FG)と農水省(I)が拒否権を持つとする。自国交渉代表者(G)が外国政府(FG)に対してある関税率 $t_G$ を提案し、外国政府(FG)がそれを受け入れれば、その関税率は農水省(I)の批准を得るために国内交渉が行われる。農水省(I)が批准すればFTA/EPA締結となる。外国政府(FG)も農水省(I)も、現状よりも厚生の高まる提案には拒否しないとする。拒否した場合は交渉決裂となる。

自国、外国の現状の所与の関税率 $(t, t_F)$ において、経産省(O)、農水省(I)それぞれの政治的支持関数を $U_0(t, t_F)$ 、 $U_I(t, t_F)$ とする。はそれぞれ。これらは自国消費者余剰、自国の国内企業の利潤、自国の在外企業の利潤、自国関税収入の影響を受けるが、経産省(O)は在外企業から、農水省(I)は国内企業(農業)から政治的圧力を受けるため、それらの利潤を重視し、影響を受けやすくなる。また、自国交渉代表者(G)の政治的支持関数 $U_G(t, t_F)$ は、両省のもつ交渉力に依存する。一方で外国政府(FG)の政治的支持関数 $U_{FG}(t, t_F)$ は外国の国内企業の利潤、自国内の外国在外企業、外国関税収入の影響を受ける。なお、国内で保護の対象となっている財の輸入増大は、国内企業に損失をもたらす可能性があるため、輸入増大に対して補助金を支出し、国内企業の利潤とする。農水省(I)、経産省(O)、外国政府(FG)は、それぞれ $U_I(t, t_F)$ 、 $U_0(t, t_F)$ 、 $U_{FG}(t, t_F)$ を最大化する最適関税率 $(t_K, t_{FK})$   $K=I, O, FG$  をもっており、自国交渉代表者の最適関税率は経産省、農水省の最適関税率と両省の交渉力で決定される。両国市場は分断されており、各企業はクールノー競争を行うものとする。また、輸送費はないものとする。

各アクターの政治的支持関数を前節同様に簡単な損失関数によって近似すると、時刻交渉代表者(G)、外国政府(FG)、農水省(I)、経産省(O)の目的関数 $U_K(t, t_F)$   $K=G, FG, I, O$  は、以下のようになる。

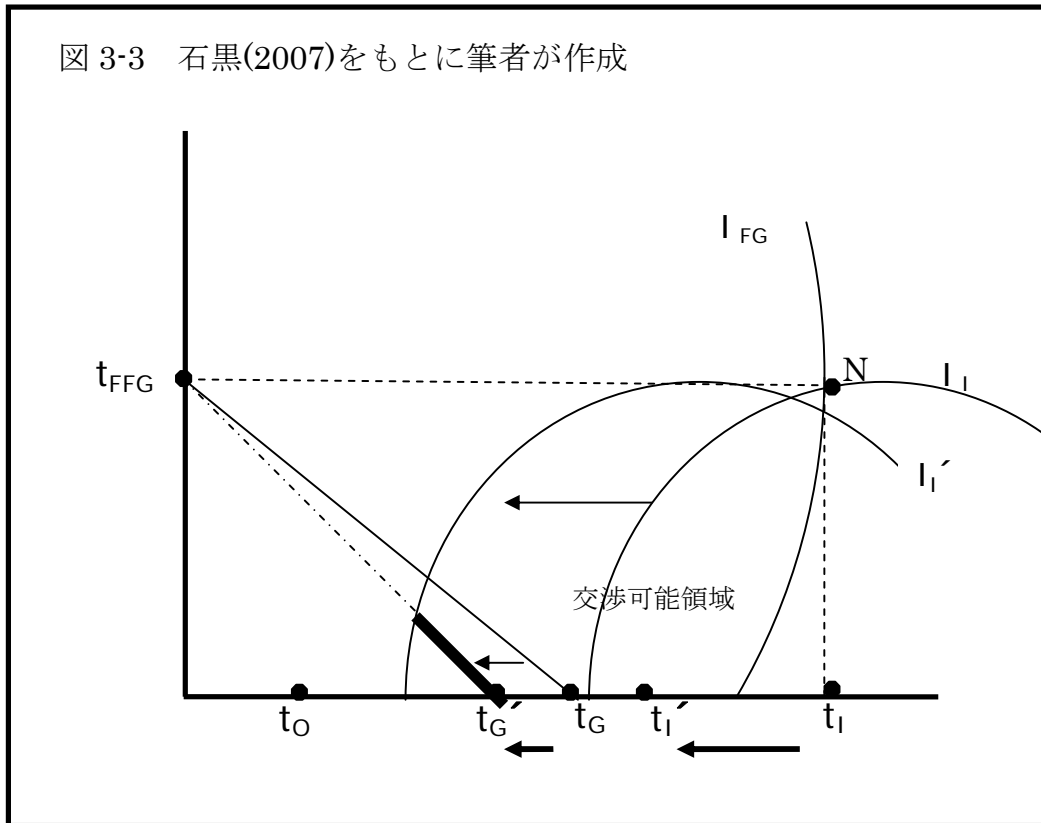
$$U_K(t, t_F) = -(t - t_K)^2 - (t_F - t_{FK})^2 \quad K=G, FG, I, O$$

また、各アクターは、相手国の完全自由化を望むとすると、政治的支持を最大化する最適関税率は $(t_G, 0)$ 、 $(0, t_{FG})$ 、 $(t_I, 0)$ 、 $(t_O, 0)$ となる。前節同様に図XXに表す。現状において交渉可能領域が契約曲線状にない状況から農水省(I)の最適関税率 $t_I$ を $t_I^*$ に移すことにより、交渉可能領域内に契約曲線を収めることができる。

各アクターの政治的支持関数を前節同様に簡単な損失関数によって近似すると、時刻交渉代表者(G)、外国政府(FG)、農水省(I)、経産省(O)の目的関数  $U_K(t, t_F)$   $K=G, FG, I, O$  は、以下のようになる。

$$U_K(t, t_F) = -(t - t_K)^2 - (t_F - t_{FK})^2 \quad K=G, FG, I, O$$

また、各アクターは、相手国の完全自由化を望むとすると、政治的支持を最大化する最適関税率は  $(t_G, 0)$ 、 $(0, t_{FFG})$ 、 $(t_I, 0)$ 、 $(t_O, 0)$ となる。前節同様に図 3-3 に表す。現状において交渉可能領域が契約曲線状でない状況から農水省(I)の最適関税率  $t_I$  を  $t_I'$  に移すことにより、交渉可能領域内に契約曲線を収めることができる。



### 3-2-1 分析結果

前節に紹介した 2 レベル・ゲーム分析を用いた FTA/EPA 交渉のモデルに定義式を与える。

二国間で、両国の市場が分断されているケースにおいて、自国の家計の効用関数を  $u=aX-(1/2)bX^2+v$  とする。X は両国企業が生産する不完全競争財の自国消費量であり、v は両国で競争的に生産される価値尺度財であり、その国内市場と世界市場の価格を 1 と基準化する。外国の効用関数を同様に設定すると、両国の X( $X_F$ ) 財の逆需要関数は  $p=a-bX$ ,  $p_F=a_F-b_F X_F$  となる。p( $p_F$ ) は自国(外国)の市場価格、a( $a_F$ ), b( $b_F$ ) はパラメータである。このとき自国(外国)の消費者余剰 CS( $CS_F$ ) は、 $CS=(1/2)bX^2$ ,  $CS_F=(1/2)b_F X_F^2$  となる。X 財を生産する企業が自国内に n 企業(国内企業)、外国に m+1 企業、このうち m 企業が自国の在外企業、残る 1 企業が外国企業であるとする。このとき両国市場での総供給量 X, ( $X_F$ ) は、 $X=ny_1+mx_j+z$ ,  $X_F=ny_{F1}+mx_{Fj}+z_F$  である。このとき、 $y_i$  ( $y_{Fi}$ ) は国内企業の自国(外国)市場への供給量、 $x_j$  ( $x_{Fj}$ ) は在外企業の自国(外国)市場への供給量、z ( $z_F$ ) は外国企業の自国(外国)市場への供給量である。各企業はクールノー型の競争を行い、自国市場への輸送費はないとすると、各市場での各企業の均衡供給量は以下のようになる。

$$\begin{aligned} y_i &= [(a-c_y) + (m+1)(c_x - c_y + t)] / (\alpha b) \quad i=1, \dots, n \\ x_j &= z = [(a-c_x - t) - n(c_x - c_y + t)] / (\alpha b) \quad j=1, \dots, m \\ y_{Fi} &= [(a_F - c_{Fy} - t_F) + (m+1)(c_x - c_y + t_F)] / (\alpha b_F) \quad i=1, \dots, n \\ x_{Fj} &= z_F = [(a_F - c_x) - n(c_x - c_y + t_F)] / (\alpha b_F) \quad i=1, \dots, m \end{aligned}$$

このとき  $c_x$ ,  $c_y$ ,  $c_z$  は在外企業、国内企業、外国企業の限界費用をあらわしており、 $c_x=c_z$  としている。t( $t_F$ ) は自国(外国)の現状の関税率を表す。また、 $\alpha=n+m+2$  となっている。この時、各企業の利潤は以下のようになる。

$$\begin{aligned} \pi_i &= (p - c_y) [(a - c_y) + (m+1)(c_x - c_y + t)] / (\alpha b) \\ &\quad + (p_F - c_y - t_F) [(a_F - c_y - t_F) + (m+1)(c_x - c_y + t_F)] / (\alpha b_F) \\ \pi_j &= \pi_{Fz} = (p - c_x - t) [(a - c_x - t) - n(c_x - c_y + t)] / (\alpha b) \\ &\quad + (p_F - c_x) [(a_F - c_x) - n(c_x - c_y + t_F)] / (\alpha b_F) \end{aligned}$$

また、補助金 SP に関しては、輸入一単位当たりの補助金(所与)を  $\tau$  とすると以下のようになる。

$$SP = \tau (m+1) x_j \quad \tau \geq 0$$

次に、前節のモデルどおりに、政治的支持関数に定義式を次のように想定する。

$$\begin{aligned} U_k(t, t_F) &= s_{ck} CS + s_k (n \pi_i + SP) + s_{mk} m \pi_j + t (m+1) x_j \quad ; \quad s_{ck}, s_k, s_{mk} \geq 0, \quad k=I, 0 \\ U_G(t, t_F) &= \gamma U_I(t, t_F) + (1 - \gamma) U_0(t, t_F) \\ U_F(t, t_F) &= s_{cF} CS_F + s_F \pi_{Fz} + s_{mF} m \pi_j + t_F n y_{Fi} \quad ; \quad s_{cF}, s_F, s_{mF} \geq 0 \end{aligned}$$

$s_{ck}, s_{cf}$  は自国(外国)の消費者余剰、 $s_k, s_f$  国内(外国)企業の利潤、 $s_{mk}, s_{mf}$  は在外企業の利潤のそれぞれのウェイトを表しており、これらは消費者や企業(農民)などの利益団体や政党政治家の政治的圧力を表す指標である。 $\gamma$  は農水省の交渉力を現している。ここでは政治的圧力の経済的コストは捨象している。

各アクターはその目的関数を最大化する貿易障壁  $t_k, t_{fk}$  を選択する。

$$t_k = \{ (s_k - s_{ck}) (nb/n+1) y_i + [1 - (s_{mk} m(n+1)/(m+1) \alpha) - (s_{cl}(m+1)/\alpha)] (\alpha b/n+1) x_j \\ + s_k [(n(p-c_y)/(n+1)) - \tau] - s_{mk} [m(p-c_x)/(m+1)] \} \beta, \quad k=0, I \\ t_G = \gamma t_I + (1-\gamma) t_0$$

ここでは、 $\beta = (m+1)/(m+1-s_{mk}) > 0$  である。今、現状の関税率に基づいて自国交渉代表者は自国の最適関税率を決定し、同時に、自国交渉代表者が外国に要求する外国側の関税率  $t_{fp}$  については  $0 \leq t_{fp} \leq 0.04$  でランダムに選択するとする。自国交渉代表者に提案権があり、その提案された関税率 ( $t_G, t_{fp}$ ) により、経産省 0、農水省 I、外国交渉代表者 F の厚生が現状より上昇するならば拒否しないものとする。

また、提案された関税率 ( $t_G, t_{fp}$ ) が極度に高く、それが各アクターの厚生を高めた場合も交渉は成立するが、GATT<sup>23</sup> との整合性の観点から、( $t_G, t_{fp}$ ) は以下の範囲でのみ交渉成立とみなす。

$$t_G + t_{fp} \leq 0.225$$

上記してきた定義式中の基準となる各パラメータを記す。

$\gamma = 0.7$		
$\tau = 0.01$		
$n = 10$	$m = 2$	
$a = 0.5$	$b = 0.8$	
$a_f = 0.2$	$b_f = 0.4$	
$c_x = 0.455$	$c_y = 0.512$	$c_z = 0.455$
$s_I = 0.8$	$s_{cl} = 0.1$	$s_{mI} = 0.1$
$s_0 = 0.2$	$s_{c0} = 0.1$	$s_{m0} = 0.7$
$s_f = 0.5$	$s_{cf} = 0.2$	$s_{mf} = 0.3$

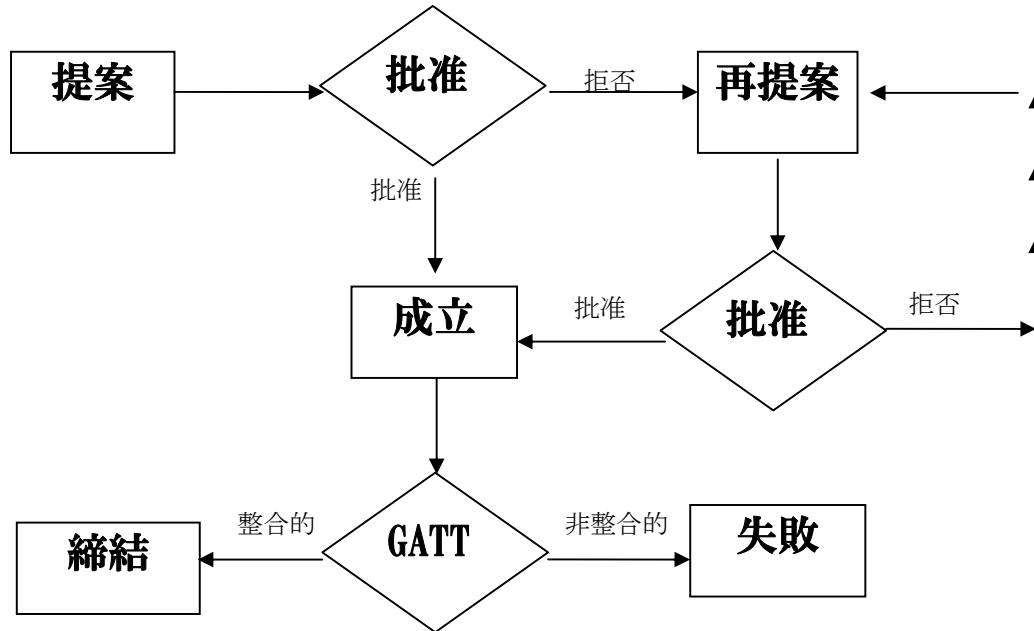
国内企業である農業の競争力は、国内企業から農水省への政治的圧力を示す国内企業利潤へのウェイト  $s_I$  とトレードオフの関係にある。そこで、農業の競争力強化を  $s_I$  の低下に代替させてシミュレートする。さらに、わが国において消費者が関係省庁に働きかけて FTA/EPA 交渉に作用しようとすることは希であることから、消費者余剰へのウェイト  $s_{cl}$  は 0.1 と固定し、 $s_{mI} = 0.9 - s_I$  とする。わが国の平均関税率である 5.6%前後を現状の自国関税率  $t$  としてランダムに選択し、現状の相手国関税率  $t_f$  は 10~30%をランダムに選択する。

<sup>23</sup> GATT24 条の 8 「実質上のすべての貿易について、関税その他の制限的通商規則を廃止する」

シミュレーションの流れは以下の通りである (図 3-4 参照。)

- ① 自国交渉代表者が関税率の組み合わせ(以下、パッケージとする)を提案する(提案)
- ② 農水省、相手国政府ともにパッケージに批准(批准)した場合、交渉成立となる。(成立)
- ③ 農水省、相手国政府いずれかが拒否した場合は自国交渉代表者が新たなパッケージを選択し提案する。(再提案)
- ④ 成立したパッケージが GATT(GATT) と整合的ならば FTA/EPA 締結とみなす(締結)
- ⑤ 成立したパッケージが GATT と非整合的ならば締結とはならない(失敗)

図 3-4  
シミュレーションのフローチャート



$s_1$  低下が FTA/EPA 交渉へ与える影響を調べるため、 $s_1=0.80、0.75、0.70、0.65、0.60、0.55、0.50、0.49、0.48、0.47、0.46、0.45、0.40$  の状況でそれぞれにおいて、一連の流れを 100 回試行したものを 10 セットずつ行った。その結果が以下の表 3-1 である。セル内の数値は 100 回中「締結」に至った交渉数と 10 セットの平均である。

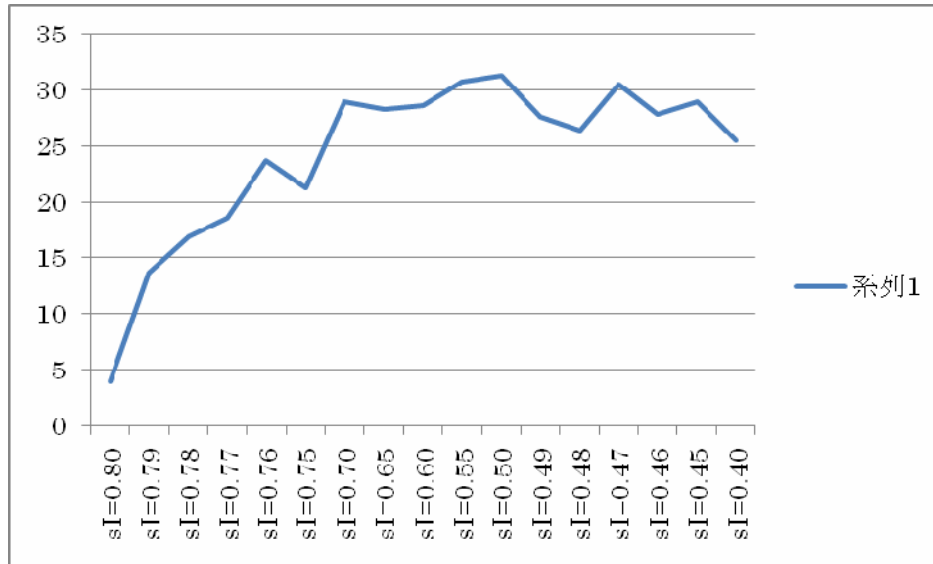
表 3-1

	S1	S2	S3	S4	S5	S6	S7	S8	S9	S10	平均
$s_1=0.80$	4	4	5	3	2	3	4	5	1	8	3.9
$s_1=0.79$	5	41	1	8	14	3	16	6	14	28	13.6
$s_1=0.78$	28	11	25	8	11	20	9	4	10	43	16.9
$s_1=0.77$	19	23	21	37	5	37	7	22	4	10	18.5
$s_1=0.76$	14	36	17	29	10	21	17	36	27	30	23.7
$s_1=0.75$	21	7	40	23	22	26	10	35	18	10	21.2
$s_1=0.70$	29	26	31	10	17	29	28	45	37	37	28.9
$s_1=0.65$	23	20	36	40	32	12	28	22	33	37	28.3
$s_1=0.60$	19	36	19	31	24	30	22	29	30	46	28.6
$s_1=0.55$	38	32	22	30	35	38	24	34	26	28	30.7
$s_1=0.50$	43	38	15	27	34	32	37	41	36	20	31.3
$s_1=0.49$	20	32	26	31	48	26	24	23	20	26	27.6
$s_1=0.48$	20	18	43	31	17	27	36	31	24	17	26.4
$s_1=0.47$	33	42	24	21	31	36	39	33	27	19	30.5
$s_1=0.46$	21	20	18	47	27	18	31	34	28	34	27.8
$s_1=0.45$	34	22	25	36	22	30	18	29	31	42	28.9
$s_1=0.40$	26	23	18	30	40	30	27	17	22	22	25.5

シミュレーションの結果、政治的圧力  $s_1$  が  $0.79 \leq s_1 \leq 0.80$  において交渉締結に大きく影響するほど十分な圧力の値が存在し、 $0.75$  からさらに低下するに従って交渉可能領域は漸増していることが分かった。また、 $0.50 \leq s_1 \leq 0.45$  付近を境に逆に競争力強化によって交渉可能領域が漸減して行っているが、これはこれまで反対派であった農業の競争力が増し、相対的に競争力を弱めた産業と同等になり、農業の農水省への働きかけが他の産業からと大差ないくらいにまで弱まったためと考えられる。また、 $s_1 < 0.45$  のときは逆に農業から農水省への働きかけはないに等しい状態であると考えられる。

下の図 3-5 は表 3-1 をプロットしたものである。

図 3-5



このことから、次のことが言える。

- ④ 農業の競争力が著しく弱い場合は、その政治的圧力が十分に発揮され、交渉を大きく阻害する。
- ⑤ 農業の競争力が向上すれば、FTA/EPA 交渉の円滑化につながる。
- ⑥ 推進派企業と同等の競争力を持った時が最も FTA/EPA 交渉が円滑になる。



## 第4章 政策提言：EPA ファンドの創設

FTA/EPA の締結は、メリットを受ける部門とデメリットを受ける部門が存在することから、関税自由化にインセンティブを持つ推進派と、関税保護にインセンティブを持つ反対派が存在し、ともに担当省庁を通して間接的に交渉に影響を与えてきた。推進派の代表が世界に展開する鉱工業企業であり、反対派は保護の対象となっている農業であった。

この農業の競争力強化は、FTA/EPA 交渉において、両国が妥結しうる交渉可能領域を広げる効果を持ち、早期の交渉締結を可能にする。このことから、農業が競争力強化を行うことにより、推進派企業は早期締結のメリットをうけることが出来るといえる。

集落営農は、大幅なコストダウンや労働時間の短縮を可能にし、高い経済効果を持つだけでなく、地域内の結びつきを強めたり放棄地化を防ぐ定性効果もあった。この集落営農は国の目指す安定的経営体と整合的であり、本年度四月よりスタートした新対策において、担い手として補償を受ける資格を持つ。しかし、農業集落に組織経営体を作り上げるのは、資金・知識等、様々な資源の不足があり大きな困難を伴う。

以上を考慮し、先行研究における「EPA ファンド」同様に、推進派企業から農業への援助、それも資金・情報等の資源を援助で、農業の競争力強化と同時に早期 EPA 締結を可能にし、双方にメリットをもたらすシステム、「EPA ファンド」を提唱する。

本章では、本稿で提言する「EPA ファンド」を概説するとともに、その性質を吟味し、より効果的なシステムとなるよう、具体的事例を通して模索する。また、同時にこのシステムだけでは改善されない点も明らかにし、今後の改善点としたい。

### 第1節 EPA ファンドの概要

すでに記したように、先行研究における EPA ファンドは、FTA/EPA 早期締結から利益を得る推進派から不利益を受ける反対派への資金供与によるサイドペイメントで反対派の政治的圧力を緩和することを想定していた。さらに、政府から反対派へのサイドペイメントと推進派からの EPA ファンドを通じたサイドペイメントの比較を行い、EPA ファンドの有効性を実証した。しかし、同時に以下の二つの問題点を孕んでいたと考える。

- ① 出資がサンクコストになっており、推進派の出資を不確かにしていった。
- ② 農業の自立を促すような資金の使用を示唆していたが、FTA/EPA 締結のための一過性のものとなる可能性があり、農業問題の本質的解決へつながっていない。

①に関して、推進派の出資による FTA/EPA 締結への寄与がわずかであった場合、広告効果による利潤が不透明である以上、企業による出資が発生しない場合が考えられる。また、出資が行われたとしても期待通りの額に達する保証はない。この EPA ファンドをうまく運用するには企業広告の  $+\alpha$  効果をかなり効率的かつ安定的にする制度設計が必要であろう。本稿で用いる修正 EPA ファンドでは幅広い観点に立ち  $+\alpha$  を強調できる形を模索する。

②に関して、第一章にて記したように、日本の農業は予断を許さない状況にあり、その再活性化は急務である。現在、1 単位あたりの農業生産に対して 1 単位以上の補助金が交付されている状態であり、これの表すところは将来におけるシステムの破綻である。現状を変えるためにも農業部門の競争力向上はかかせない。補助金は、競争力向上につながる手段として有効であるが、文中で示唆するように補助金の効率的消化はきわめて難しい。補助金が競争力向上につながらない以上、一過性の対応になる可能性がある。そもそも日本の農業は様々な制約のもと、構造上の問題を抱えており、それを改善していかないことには、競争力をつけることはできないであろう。本稿では、①における修正とともにこの問題に対しても取り組む必要性がある。

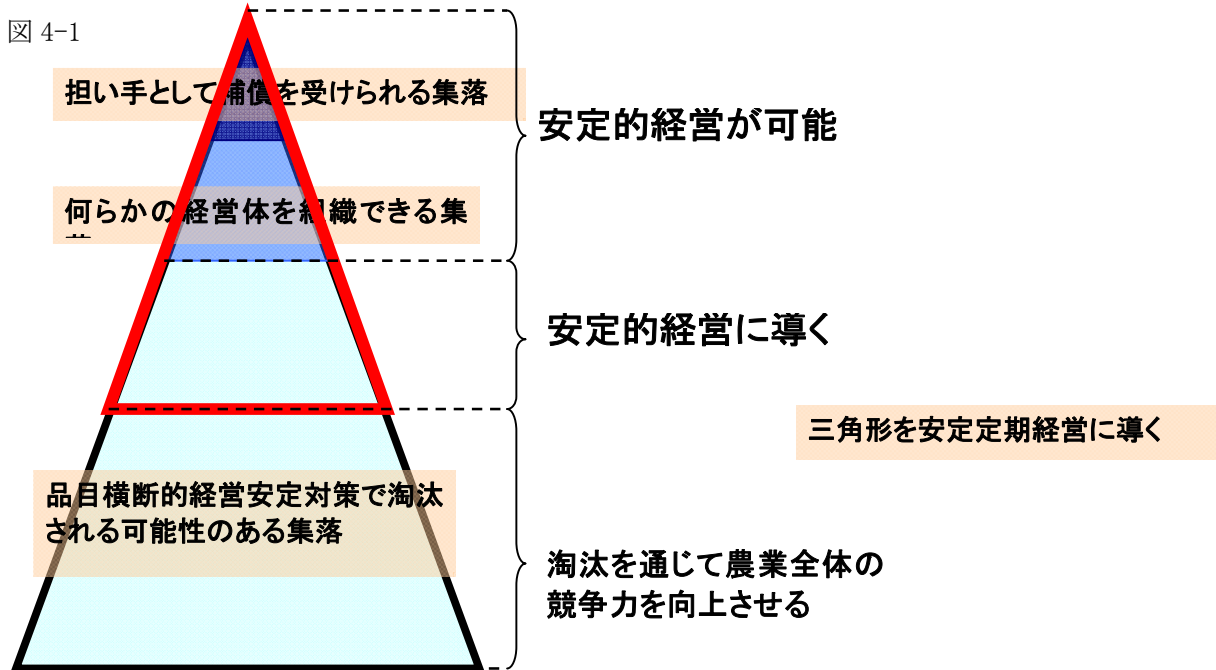
そこで本稿における「EPA ファンド」は、先行研究と同様に FTA/EPA を締結することによって利益を得る鉱工業を中心とする推進派と損害を受ける農業があることに着目しつつも、ただ推進派による反対派への資金供与に終わるのではなく、推進派企業は資源を供出し、他方で農業側では必要に応じてその資源を利用できるものとする。これはサイドペイメントの役割ではなく、高付加価値化やコストダウンなどにより競争力を高め、FTA/EPA 早期締結に向かわせることを目的としている。ここで言う資源の供出とは、低利融資、また情報の提供などを指している。また EPA ファンド会員という制度を設けることで、FTA/EPA 締結以外にもメリットを受ける企業や農家を明らかにする。

第 1 節では EPA ファンドのシステムについての概説を行う。第 1 項でシステムを第二項では、そのシステムに参加することで得られる各行動主体のメリットを調べ、システムの諸効果還流を導く。第 2 節では、実際の FTA/EPA にあてて、具体的な資源の流れ、緒効果の還流を考える。第 4 節では、今後日本が諸国との FTA/EPA 交渉にあたって、この EPA ファンドを創設したのちにも残る問題について触れ、それを今後の課題として提示する。

## 4-1-1 EPA ファンドのシステム

本稿における EPA ファンドは大きく分けて 2 つの役割をもつ。1 つは「低利融資」というカネの面、もう 1 つはヒト・モノ・情報といった資源面での仲介的役割を果す。先に EPA ファンドに参加するための条件を示し、その後 EPA ファンド自体のシステムを説明する。

EPA ファンドの参加資格として EPA ファンド会員(以下、EF 会員とする)というものを設定し、EPA 締結の利益だけでなくそれ以外でも多面の利益を得ることを明らかにする。まずは EPA 締結により利益を受ける推進派企業の会員資格は、損害を被るであろう反対派へ資金融資・資源提供することにより得られる。反対派の農業に関しては、資源の提供自体は個々の農家でなく、EPA ファンド農家(以下、EF 農家とする)が複数集まった EPA ファンド集落(以下、EF 集落とする)に対して行われる。集落が EPA ファンドに参加するための資格は、集落ごとに競争力アップにつながる計画書を 5 年分作成すること、そして EF 農家の農用地の総和が地域の 3 分の 2 に達することである。(図 4-1) 前者は新対策では 5 年後の法人化までの計画書の作成が義務づけられていること、後者は新対策で補助を受けられる「担い手」要件に「地域の 3 分の 2 以上の農用地を集積」とあるためである。また EF 農家は、集落に提供された資源を必要であれば享受することができる。

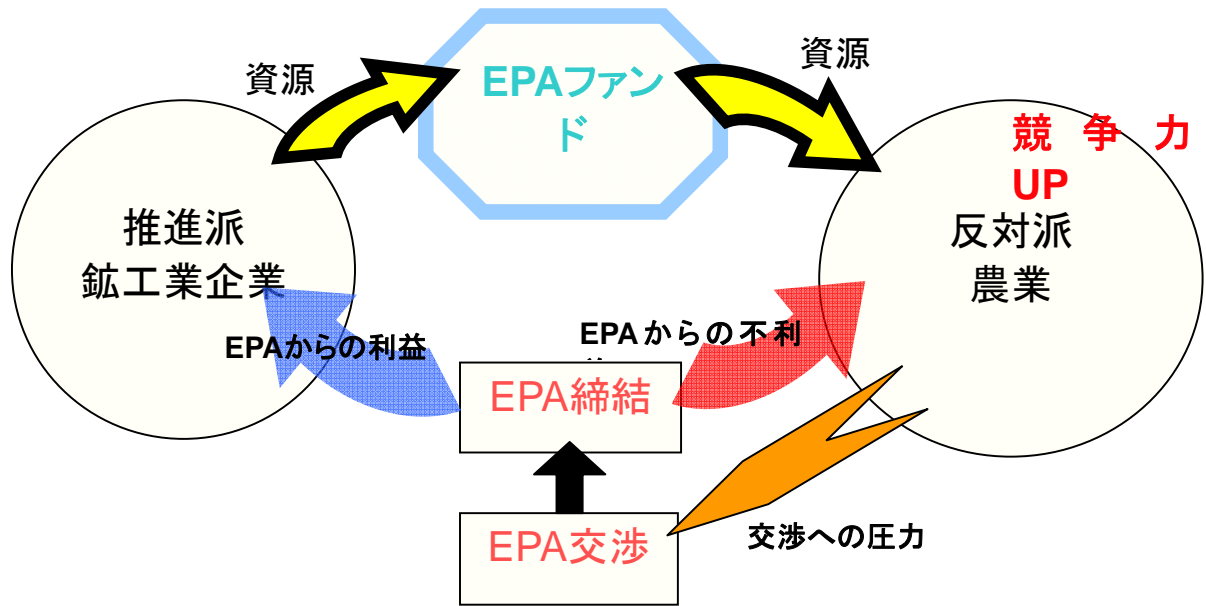


EPA ファンドのシステムは、先行論文と同様に EPA によって利益を得られる鉱工業などの推進派と、EPA によって不利益を被ると考えられる農業などの反対派によって成り立つ。EPA ファンドの1つ目の大きな特徴として低利融資が挙げられる。推進派企業が資金を低利で融資し、反対派が必要に応じて必要な分だけ利用する。先行論文の EPA ファンドのシステムとは融資ではなく出資であった点で異なっている。これは、出資がサンクコストになる可能性を大幅に低下させている点で改善されている。また、金利をあらかじめ上限と下限を設置した上で、いくつかの段階に分けて設定する。例えば、集落の返済率が悪ければ次回からの融資の金利を上げ、逆に返済率が高ければ金利を更に下げるといった制度である。

2つ目の特徴は、推進派企業は資金だけでなくヒト・モノ・情報といった資源も提供することである。その1つのケースに農家と企業の「共同開発」が挙げられる。共同開発には、企業が経営能力をもった人材を実際に集落到派遣して運営や知識を伝授するものから、経営だけにとどまらず農家のニーズと企業の技術情報を交換して必要なものを模索したり、開発、運営するレベルのものまでである。EPA ファンドはお互いにとって必要な資源を仲介する役割を担う。

上記2つの特徴を中心として EPA ファンドのシステムは成り立つ。つまり、本稿における EPA ファンドは、先行論文がカネの面だけ担っていたのに対し、ヒト・モノ・カネ・情報といった幅広い資源の提供の仲介の役割を担っている。(図 4-2 参照。)

図 4-2 EPA ファンドのシステム



## 4-1-2 EPA ファンドに参加する企業のメリット

前節で記したシステムの中で得ることが出来る推進派企業のメリットについて整理する。そこで推進派企業の中でも、推進派全体が受けることが出来るメリットと EF 企業のみが受けることが出来るメリットを比較し、より多い推進派企業が EPA ファンドに参加するようにする。

EPA ファンドの創設により、EF 企業を含む推進派企業は FTA/EPA からのメリットを享受できるだろう。シミュレーションの結果によると、農業の競争力が強化されるにつれて、EPA 交渉が円滑になる傾向があるといえた。さらに交渉締結の確率が上昇するだけではなく、早期締結が可能になれば、主に輸出企業で構成される推進派企業は、その分だけ多くのメリットを受けることになる。また、FTA/EPA 交渉において農業分野でより多くの譲歩が可能であるならば、相手国の譲歩を引き出し、交渉の結果自体も推進派企業にとってより大きな満足をもたらすと考えられる。

EF 企業のみが受けられるメリットとしては、EPA ファンドは資金需給の場でもあるため、供給側への利子収入が期待できる。低利融資を想定しており大きな収益は期待できないが、仮に農林金融公庫などが現在行っている融資を参考に利子率を 1.8~2.8%<sup>24</sup>に設定し、同様に貸倒率は 0.41%<sup>25</sup>としても、ある程度利子収益は見込ま

<sup>24</sup>農林漁業金融公庫(2007)

れる。さらに、集落へ資源を提供し、共同開発・共同栽培、製造を行った農産物や加工食品を販売した後の利潤の一部を得ることが出来る。さらにそれらが市場を通して評価され、仮にヒット商品を生み出したならば、企業の知名度や印象を上げることも考えられる。農業活性化や地域社会への貢献を広く世にアナウンスすることで、EF 企業の知名度印象の向上につながるだろう。同時に農工間の連携により、EF 企業にとって消費者であることが多い農家から受ける情報を元に、農家をユーザーとする企業を中心に、様々なビジネスチャンスを生んだり<sup>26</sup>、農家側でのニーズと企業側での製品情報との交換により新産業創出の機会が増えるだろう。<sup>27</sup>

このように、EF 企業からの資源の提供により、一部がリターンとなって返ってくるが、双方の情報に不確実性があるために、EF 企業は十分なリターンが期待できないならば、逆選択が発生し、ファンドの恩恵を受けるべき集落が十分な資源の提供を受けられず、結果的に十分にリターン出来ない集落だけが残る可能性がある。EPA ファンドでは、農業側の加盟基準を、集落単位で設定することにより、集落営農の促進を想定しているが、これは同時に農業側の質を一定に保ち、リスクを低減させる役割があると考えられる。また起こりうるモラルハザードの問題に対しても、農業集落の加入条件に、新対策を鑑みて計画書の作成を義務付けているが、これはモラルハザードを防ぐのに寄与すると考える。また、信頼度に応じた利子率の差別化のシステムによりその防止をする。このことから EF 集落は一定の質を保つことが可能であり、EF 企業は十分なリターンを期待できる。EF 会員の制度を設けることによりフリーライダーの問題を解消できる。EF 会員となるメリットがそのコストを上回れば、推進派企業は FTA/EPA 早期締結によるメリットのみで甘んじることなく、EF 企業として農業に資源の提供を行う誘引を持つ。これは同時に、非 EF 推進派企業によるフリーライダーの問題を発生させない。FTA/EPA 早期締結の利益に加え、提供する情報の価値に相当する対価を市場を通じて受ける仕組みにより、そのメリットは増大するだろう。

### 4-1-3 EPA ファンドに参加する集落のメリット

EF 企業同様に、EF 集落、EF 農家についても整理する。その上で、やはり推進派企業と同様に、EPA ファンドの創設により、通常の農業集落・農家が受けるメリットと、ファンドに加入した EF 集落・EF 農家の受けるメリットを比較することで、EF 会員となることのメリットを示す。

まず、EF 集落には低コストの資源が提供される。EF 企業からのモノやヒトや情報といった資源を受け、集落の組織化が促進される。これにより、スケールメリット等の経済効果に加え、集落内のコミュニケーションの円滑化などの定性効果も受けることが出来る。企業との連携は、共同開発・生産などを通して、付加価値の高い農産物の栽培も可能にする。さらに、農産物の栽培、販売に終わっていた営農から、加工など更に付加価値を高め、競争力の向上だけではなく、企業の持つ販売網を生かして、販路の安定・拡大が可能になる。将来においての法人化の準備を進めることができるようになると、「担い手」として国の進める新対策での補償を受けることも出来るだろう。そして何より、こうして競争力の強化がなされた場合、もはや避けがたくなっている FTA/EPA による自由化での負の影響を受けづらくすることができる。

<sup>25</sup>財務省(2007)

<sup>26</sup>共同農営の中での自発的な情報のやり取りを想定している

<sup>27</sup> ハイテク、IT などの機械やバイオテクノロジー等の農業分野での産業を想定している

一方で、EPA ファンドに参加しない通常の農家についてまとめるが、加入要件を集落単位とし、また、EF 集落にかかわる農家のみを EF 農家として、資源の提供を受けるという制度を設けているために、加入しない農家には、非 EF 集落の農家と EF 集落の中の非 EF 農家の二種類あると考える。しかし、いずれも EPA ファンドの創設による正の影響はなく、EPA 会員の制定によりフリーライダーの問題は解消できるだろう。むしろ、低コスト資源を受け競争力強化できる機会が失われることになり、EF 集落・農家と比して、産物が劣位になる可能性があり、損失につながる。さらにやはり FTA/EPA による自由化の影響を大きく受ける可能性がある。農業の競争力の向上が、一層 FTA/EPA 交渉を円滑にするという分析結果を考慮すると、競争力を有する EF 集落が増えれば増えるほど、相対的に非 EF 集落が損失を受ける可能性が高まる。

こうして EF 集落と非 EF 集落を比較した場合、経営の効率性や利潤を追求するならば、EPA ファンドに参加することへの意義を見出せる。しかし、伝統的な農業集落の多くは、そういった企業的な効率性や利潤を中心に農業を展開しているわけではなく、必ずしも参加することに意義を見出せるわけではない。しかし、米価の下落などで将来における自由化後の影響を感じざるを得ない現状では、生活を維持するためにも EPA ファンドのシステムを利用することに意義を見出せるだろう。

## 第2節 EPA ファンド適用～日韓 EPA～

EPA ファンドを現実に適合させ、04 年以来交渉が停滞している日韓 EPA について考察してみる。まず、第 1 項にて日韓 EPA の現状とその影響を調べ、第二項でその争点を明らかにすることにより、EPA ファンドの適用方法を模索する。第 3 項で推進派のインセンティブを調べる上で、ごく簡単なモデルで部分均衡分析を行い、日本の自動車産業締結による利潤を導く。第 4 項では、EPA ファンドが日韓 EPA 締結に寄与する様子を考える。

### 4-2-1 日韓 EPA の概況

日韓 EPA は 98 年 10 月に日韓首脳会談<sup>28</sup> のため訪日した金大中大統領が共同研究を提案したことに端を発している。<sup>29</sup>通貨危機による景気後退の中、任期切れで退陣した金泳三大統領の後を受けた金大中大統領は、IMF の指導の下、速やかな市場の信認の回復を図る必要があり、巨大市場である日本との FTA/EPA 推進はその重要な一環であった。2000 年 5 月には日本のジェトロのアジア経済研究所 (IDE) と韓国の対外経済政策研究所 (KIEP) による共同研究結果が発表され、短期的・静的には韓国の経済厚生悪化や貿易収支悪化などが懸念されるものの長期的・動的には相互に十分な肯定的結果を予想した。また、産業別の影響を計るだけでなく、サービスや投資についても論じられた。01、02 年には財界関係者による日韓ビジネスフォーラムが開かれ、早期交渉開始を支持した。<sup>30</sup> これを受けて 03 年 10 月までに八回にわたって開かれた日韓産学協同研究会では、先の共同研究結果を踏まえつつ、その最大限のメリットを得るためには包括性、実質的な自由化、WTO との整合性など、高い水準である必要があるとし、また、日韓 FTA を東アジア共同体への礎石になるべきと結論付けており、両国の産学官が一体となり、速やかに交渉を開始するよう提言した。<sup>31</sup>この報告に沿って、03 年 12 月にソウルで第一回政府間交渉が行われた。その後、05 年内の締結をめざして、2 ヶ月ごとの交渉が開かれたが、04 年 11 月の東京での第六回交渉を最後に 07 年 7 月現在まで途絶している。

日韓 EPA のもつ経済的効果としては、共同研究によると、以下の表 4-1 のようになる。静態効果を見ると、日本側の IDE が両国にメリットがあると見ているのに対し、韓国側では日本のみがメリットを受けると分析している。一方で動的には両国の研究機関ともに大きなメリットが出るとしている。両国の機関がともに韓国側の対日貿易赤字の拡大を予想しており、そのほとんどが鉱工業部門であることから、韓国側はこれに対する懸念をもっている。

<sup>28</sup> 「21 世紀に向けた日韓パートナーシップのための行動計画」の中の「経済面での協力関係強化」が盛り込まれた

<sup>29</sup> 日本の小倉駐韓国大使が最初に提言した、と朝鮮日報 (98.09.16) が報じているが、正式な提案はこの時である。

<sup>30</sup> 日本経団連が「日韓産業協力の新たな発展に向けて」の中で早期交渉開始を提案している

<sup>31</sup> 趙(06)

表 4-1

		静態効果		動態効果	
		KIEP	IDE	KIEP	IDE
韓国	厚生水準(%)	-0.19	0.34	11.43	7.09
	GDP(%)	-0.07	0.06	2.88	8.67
	対日貿易収支	-60.90	-38.85	-4.40	-24.60
	対世界貿易収支	-15.43	-2.7	30.14	408.00
日本	厚生水準(%)	0.14	0.03	—	9.29
	GDP(%)	0.04	0.00	—	10.44
	対韓貿易収支	60.90	38.85	—	24.60
	対世界貿易収支	—	54.79	—	182.00

共同研究会報告書(03)

## 4-2-2 日韓 EPA の争点と交渉の停滞

前項で示したように、日韓 EPA では韓国側の貿易赤字拡大の懸念があり、それが特に韓国の得意分野である鉱工業部門で多く見受けられることから、日韓 EPA に対して民間を中心に否定的な声が多い。それに加え、近年、中国からの農産物輸入が急増し、農政の失敗から負債を多く抱える韓国農業界を直撃したこともあり、日韓の FTA/EPA 交渉では、韓国側は当初から日本側の農産物の輸入自由化を大きくとりあげた。これは、韓国の農産物の競争力は日本産よりも勝ると考えたことから、貿易赤字の拡大を防ぐのに加え、韓国農業の市場拡大をはかった。そのため、韓国は日本に、交渉の前提条件として、農水分野全体の自由化水準を高く確約することを求めた。しかし、日本は縦割り行政そのままで交渉に望んだために確約することは出来ず、両国のわずか 2.6% でしかない農水分野にこだわらず、より早く個別協議に移ることを求めた。

一方で、日本側は、ともに OECD であることから、高い水準で FTA/EPA をまとめることに関心をおいており、まだ韓国側に多く残る鉱工業品の関税のほか、サービス・投資の自由化、透明性の確保、知的財産保護を唱えている。

韓国側の農業輸出の日本依存度は高く、36% を担っており最大の農産物輸出市場である。また、近年農政の転換により、経営安定、直接支払い、競争力強化を意識しており、輸出を奨励している。農産物では施設野菜を中心に輸出を行っており、日韓 EPA 締結によりの野菜農家は打撃を受ける可能性がある、また、韓国は農家の水田作物への依存度が日本以上に高く、コメの輸入自由化をミニマムアクセス米を受け入れることで拒んできたものの、2007 年から全羅北道郡山のコメ 53 万トンの米国への輸出を許可した。政府は今後もミニマムアクセスを越えない程度に許可するつもりであり、日本の四分の一の価格を武器に、今後の交渉再開後にはコメが争点になる可能性もあり、これもまた、日本農業にとっての脅威となるだろう。この脅威を和らげない限り日韓 EPA 交渉の進展は難しいだろう。



### 4-2-3 日韓 EPA 締結後の両国の自動車産業

ここでは、仮に日本が自動車価格に応じていくらかでも自動車を輸出できると仮定して、もし日本と韓国の間で FTA/EPA により自動車価格の関税撤廃が実現すれば、現在の日本と韓国の自動車価格差や自動車市場のもとではどの程度の自動車貿易が発生するのか、日本がどれだけ韓国へ輸出ができるのかということの部分均衡分析をもちいて検証していく。分析モデルは、韓国からの輸入自動車よりも国産の自動車が高く評価されること（以下「国産プレミアム」という）を考慮したものを展開していく。

#### 前提条件

日韓 FTA/EPA により韓国との間で自動車貿易の関税が撤廃されたとする。分析は自動車 1 財の部分均衡モデルを用いる。また、輸入された自動車は各国内でのみ販売されると仮定し、他部門への影響や輸送費は考慮しない。日韓の自動車には価格差があるものの日本車に比較優位があり、同価格の場合日本車を選好する傾向（「国産プレミアム」がある場合）があり、これを考慮したモデルをもちいる。国産プレミアムとは、ここでは、原産国の違い以外の品質は同等の国産品と輸入品とのあいだで、国産品の方が高価格で購入される場合の価格差をしめす。

その他の市場条件については単純化の前提を以下のように設定する。

#### ①自動車供給関数

自動車供給関数、需要関数を両対数線形型の供給関数を仮定する

#### ②日本・韓国圏外との自動車貿易

現在、日本と韓国は自動車の日本・韓国圏外への輸出入をおこなっている。2006 年には、日本は総輸入 262274 台のうち韓国以外から約 260761 台を輸入し<sup>32</sup>、韓国は総輸入 40530 台のうち日本以外から約 28325 台を輸入している。<sup>33</sup>しかし、本モデルでは日本・韓国圏外の自動車貿易は考慮せず、日本・韓国の自動車需要量の合計が供給量の合計と一致すると仮定する。

表 4-2 モデルの外生パラメータ適用する数値データ

データ項目、記号(単位)	数値	出所、観測年または計測期間
基準年自動車生産量、 $S_{oi}$ (万台)		
日本	1014.1	日本自動車工業会、2000 年
韓国	311.5	韓国自動車工業会、2000 年
基準年自動車販売量、 $D_{oi}$ (万台)		
日本	596.3	日本自動車工業会、2000 年
韓国	143.0	韓国自動車工業会、2000 年
基準年自動車価格、 $P_{oi}$ (万円/台)		
日本	273.1	経産省「業種別商業販売額」、日本自動車工業会、2000 年 <sup>注1</sup>
韓国	162.4	韓国自動車工業協会、2000 年 <sup>注2</sup>
供給の長期価格弾力性、		
日本	1.217	筆者による計測、1980～1993 年
韓国	1.385	筆者による計測、1994～2006 年

<sup>32</sup> 日本自動車輸入組合 (2007)

<sup>33</sup> 韓国輸入自動車協会(KAIDA) (2007)

需要の長期価格弾力性、 $c_i$		
日本	-0.572	筆者による計測、
韓国	-1.245	筆者による計測、1994～2006年

注：1)自動車小売業販売額と販売台数から算出  
 2)1000won=127.6595yenとして換算(2007年11月2日の為替レート)  
 3)弾力性導出データは章末の表4-4

モデル導出

2006年の自動車平均価格は日本が272.2万円/台、韓国が198.6万円/台である。実際の貿易では輸送費などがかかるとしても、この価格差にもかかわらず韓国の日本へ自動車輸出台数は1513台、日本の韓国への自動車輸出台数は12205台となっていることから、現実には日本の実需者や消費者の原産国選好度、とくに国産品が高く評価される傾向(「国産プレミアム」がある場合)を考慮したモデルをもちいる。ここでは、国産プレミアムを韓国産に対して2倍とする。

これを適用してみると、日本の自動車価格が273.1万円/台のとき、韓国輸入品に対する支払意志額は136.6万円/台となる。

ここで、倍率2倍は韓国産に対する国産への支払い意志額格差のことであり、 $P_j$ の水準は日韓の自動車需給が一致する水準できまるので、

$$P_j = P_j (D_k + D_j / S_k + S_j)$$

という関係式が成立する。 $P_j, P_k, D_j, D_k, S_j, S_k$ はそれぞれ日本と韓国の国内自動車価格、国内自動車販売量、国内自動車生産量である。また、 $X_j, X_k, I_j, I_k$ はそれぞれ日本と韓国の輸出と輸入を表すものとする。

<モデル>

$$S_k = 311.5 (P_k / 162.4)^{1.385}$$

$$D_k = 143.0 (P_k / 162.4)^{-1.245}$$

$$S_j = 1014.1 (P_j / 273.0)^{1.217}$$

$$D_j = 596.3 (P_j / 273.0)^{-0.507}$$

国産プレミアム値2

以上の式を解いた結果を以下の表4-3に示す。

表4-3

	変数(単位)	国内均衡	国産プレミアム
日本	生産台数(万台)	706.6	753.7
	販売台数(万台)	706.6	685.6
	価格(万円/台)	203.0	214.0
韓国	生産台数(万台)	206.7	174.9
	販売台数(万台)	206.7	240.2
	価格(万円/台)	120.8	107.0

この結果から、日本と韓国が FTA/EPA 締結し関税撤廃すると、日本の自動車産業は韓国市場への輸出が拡大することがわかり、また日本の自動車産業の利益は 8926 億円増えることとなる。

こうしたことから、日本の自動車産業をはじめとする工業にとって、韓国を含めた他国と FTA/EPA を結ぶことの利益は大きく早期締結が必要である。そのためにも、国内の反対派である農業へ融資をおこなうインセンティブは高いといえる。

## 4-2-4 EPA ファンドの設置

前項より、自動車メーカーは、日韓 EPA 締結により多大な利益を手に入れることが可能であるといえ、早期締結へのインセンティブはきわめて高いと考えられる。しかし、野菜類やコメといった農産物を生産する農家にとって、日韓 EPA は脅威であり、そのため、農水省を通して農産物の自由化への抵抗を行っている。そこで EPA ファンドを設置することにより、日本の農業の競争力強化を通じて農水省への働きかけをより小さくすることが出来るだろう。

自動車メーカーは日韓 EPA への期待利益から、締結が遅れて失われたり、農業部門を守るために譲歩されたりした利益を考慮して、EF 企業として EPA ファンドに参加することでそういった損失をいくらか減らすことが可能になる。逆に、農業集落においても自動車メーカーから、会計の専門家を迎えたりすることにより会計処理の委託と同時にその技術を自然と教わる機会を得る。また、経営の多角化に関するノウハウを得て、安定的な農業経営に向かうことも出来るだろう。他にも IT・ハイテクメーカーからは、技術に関する情報を得て、IT を駆使した遠隔地による栽培方法などを可能にする。化学メーカーは肥料、繊維企業は設備などのモノの提供を受けることが出来る。さらに提供された融資資金がそれらを円滑に行えるようにする。先ほど例に挙げた自動車メーカーをはじめとするこれらの EF 企業は、栽培された作物の売上げの一部を利益とするだけでなく、その作物に企業名を冠したり、共同栽培、共同開発を全面的に押し出したりして市場に送り出すことにより、その作物への評判を通じて社会全体からの知名度や評価を上昇させることができる。

集落営農の組織化が進み更に様々なノウハウをもつ企業と結びつくことが可能になると、スケールメリットに加え、高付加価値化により、日本のコメや野菜の競争力が向上すると考えられる。日韓 EPA 交渉にあたって争点であった農業分野を相手に譲歩することが可能になり、その後の推進は企業にとってのメリットとなる部門の交渉に着手できる。日韓 EPA は現在停滞中であり、日本側の農産物の譲歩がない限り、再開されたとしても大きな進展は見られないだろう。そんな中で、EPA ファンドにより交渉再開、締結に導かれるならばその意味は大きい。

### 第3節 EPA ファンドの意義

以上から EPA ファンドによる融資拠出側である工業のメリット、受取側である農業のメリットや、また部分均衡分析により、工業の代表的産業の自動車を取りあげ FTA/EPA を結ぶことの利益をあきらかにした。

ここでは、EPA ファンドによる日本のメリットをあげたい。EPA ファンドは、本来 FTA/EPA 締結による利益が低いもしくは、締結により不利益をうむ農業にたいして、FTA/EPA 締結による利益が大きい工業から資源の提供をおこなう。これにより農業の競争力が上がり FTA/EPA の国内反対派であった農業の反対意見が縮小し、日本は FTA/EPA の締結へといたる。詳しくは以下で述べる

日本の自動車産業など工業は、世界的にみても非常に競争力が高いために、貿易自由化をのぞむ。一方、競争力の低い農業は貿易自由化で市場開放されることをおそれ FTA/EPA 締結に反対している。そこで EPA ファンド FTA/EPA は締結による利益を得る工業から締結により不利益をこうむる農業へ資源を提供する。EPA ファンド適用により、農工間の FTA/EPA 締結利益の不均衡を減らし、資源として融資や情報を提供された農業はより国の意向にそったさまざまな農業改革が進むことが予想され、競争力が上がり、FTA/EPA 締結への反対圧力が減る。これにより、FTA/EPA 締結をおこないやすくなり、工業が FTA/EPA による利益を得られることになる。このように、EPA ファンドを適用すると推進派の工業、反対派の農業ともに利益をえることができる。

### 第4節 今後の課題

集落営農が新対策における担い手として認定されるための条件の一つとして、五年後の法人化を目指す計画書の作成が必要とされており、法人化を志向しないならば、補償を受けることができない。また、集落営農を運営するにあたり、融資を受ける際の債務者名が代表者などの個人となっていることが多いため、代表者など個人にとって負担となるため、組織化に当たってのリーダーの不足にもつながっている。米の出荷の主体となれず、また課税処理が煩雑になる。

EPA ファンドを創設したとしても、これらの法人化しないデメリットのすべてを解決できない。特に EPA ファンドの中核のひとつである融資を円滑に行うためにも、債務を個人に行く前に組織にとどめる必要があると考えられる。<sup>34</sup>

しかし実際に現在、集落営農の多くが法人化しておらず、また法人化を目指す必要を感じない集落もある。法人化を志向しない事情や背景は以下の通りである。

- (1) 集落営農は、営農を継続させ地域を守ることを組織の重要な目的（地域コミュニティの重視）としており、法人組織の利益追求重視とは異なるものであるとの認識が強い。
- (2) 集落の規模が小さく、経営の多角化が難しい。
- (3) 任意組合である程度完全な形で運営されており、法人化でのメリットが少ない。

<sup>34</sup>農林水産長期金融協会(2003)

- (4) 法人化を推進するための中心的な人物が不在である。
- (5) 法人の会計処理が出来る人材が不足している
- (6) 土地持ち非農家になれば、農業者個人に対する制度資金の利用が出来なくなる
- (7) 地域に特産品がない、営農累計が限られているなどの理由で、通年で作業できる環境にない。
- (8) 利用権を顕在化させることなく一集落一圃場が成り立っており、権利関係の問題を提起すると問題が生じる。

集落の全員が共同し、コミュニティ維持なり、活性化を図っていくことを主眼にしている任意組合の集落営農に対し法人化を推進することは地域の実態にそぐわないといえる。また、任意組合の集落営農であっても農業経営におけるコストダウンには大きく寄与しており、経済的にも法人化することだけがメリットをもたらすわけではない。

以上のことから、地域によっては法人化よりも任意組合にとどめたほうがより実際的な場合もあり、しかしそのような集落においても更なる投資により更なる発展をもたらすためには、資金調達の際の個人への負担を減らす必要があると考えられる。その解決の手法の一つとして、法人ではない任意組合に法人格を持たせるという事が考えられる。

平成三年に地方自治法<sup>35</sup>が改正され、町内会や自治会などの「地縁による団体」で一定の要件に該当する場合は、市町村の許可があれば法人格（法務局への届出を必要としない）を取得することが出来るようになり、自治会名義で不動産登記できるようになった。この「地縁による団体」と集落営農には共通項が多く見受けられ、一定の要件では認められない、農業経営という限られた産業活動の目的を持った団体である点を除きは、法人格を持たせることも可能であると考えられる。地方自治法の「地縁による団体」に関する法的枠組みを援用することが出来れば、EPA ファンドによる集落の組織化を補完し円滑な運用を可能にするだろう。

---

<sup>35</sup>地方自治法第 260 条の 2

表 4-4

日本の自動車			単 位 (円、台)			
年	小売価格	生産台数	販 売 台 数			
1980	1615389	11042884	5015510			
1981	1615371	11179962	5126996			
1982	1620282	10731794	5261431			
1983	1756307	11111659	5382317			
1984	1772563	11464920	5436759			
1985	1772592	12271095	5556834	韓国自動車	単位(台、 円)	
1986	1888639	12259817	5707814	生産台数	販売台数	小売価格
1987	2007677	12249174	6018399	979739		987288.5
1988	2073351	12699807	6721004	1083655		988912.3
1989	2100825	13025735	7256673	1129470		1024637
1990	2363101	13486796	7777493	1321630		1217872
1991	2334294	13245432	7524759	1497818		1302311
1992	2479497	12499284	6959073	1729696		1315302
1993	2558881	11227545	6467279	2050058		1398117
1994	2641459	10554119	6526696	2311663	1,555,602	1596225
1995	2619798	10195536	6865034	2,526,400	1,555,902	1679040
1996	2628803	10346699	7077745	2,812,713	1,644,132	1817066
1997	2616793	10975087	6725026	3,009,638	1,508,159	1716388
1998	2834801	10041958	5879425	1,994,105	798,784	781062.1
1999	2811021	9892389	5861216	2,843,114		1419227
2000	2730653	10140796	5963042	3,114,998	1,430,460	1623830
2001	2680958	9777191	5906471	2,946,329	1,451,450	1735874
2002	2605448	10257315	5792093	3,147,584	1,622,268	2091493
2003	2615569	10286018	5828178	3,177,870	1,318,312	1856037
2004	2692631	10511518	5853382	3,469,464	1,093,652	1651435
2005	2711008	10799659	5852067	3,699,350	1,142,562	1815442
2006	2722011	11484233	5739506	3,840,102	1,164,254	1985944

\* 1 000 韓国ウォン = 127.659574 円(2007 年 11 月 2 日時点)

## 参考文献・データ出展

### 《先行論文》

神戸大学 石黒馨研究会 (2006) 「EPA 交渉円滑化と早期締結に向けて」 I S F J

### 《参考文献》

石黒馨 (2007) 『入門・国際政治経済の分析』 勁草書房

石黒馨 (2006) 「貿易自由化交渉と官僚多元主義」

浦田秀次郎 (2002) 『日本の FTA 戦略』 日本経済新聞社

大澤 信一 (2007) 「模拡大した「ニッポンのプロ農家」が「生きる道」 日本総合研究所  
<http://jp.ibtimes.com/article/biznews/070714/9792.html> 07/11/5 最終アクセス

鈴木宣弘 (2005) 『FTA と食料』 筑波書房

農林水産省 (2005) 『品目横断的経営安定対策のポイント』

山口三十四 (1994) 『新しい農業経済論』 有斐閣ブックス

「経営体としての集落営農の現状と展望」 (2003) 農林水産長期金融協会

<http://www.nokinkyu.or.jp/pdf/syuurakueinou.pdf> 07/11/5 最終アクセス

### 《データ出典》

金 泰吉 「韓日 FTA が両国自動車産業に与える影響と協力可能性」 (2004)

ディスカッションペーパー 環日本海経済研究所

<http://www.erina.or.jp/jp/Research/dp/pdf/0407.pdf> 07/11/5 最終アクセス

農林漁業金融公庫 HP (2007) 貸付利率一覧

[http://www.afc.go.jp/business/busi\\_finance/pdf/h190920riritu.pdf](http://www.afc.go.jp/business/busi_finance/pdf/h190920riritu.pdf) 07/11/5  
最終アクセス

財務省 HP

<http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/tosin/zaitoa190730/05.pdf>

07/11/5 最終アクセス

農水省 HP 「平成 17 年度 食料自給率レポート」 (2005)

[http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu\\_ritu/report17.html](http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/report17.html) 07/11/5 最終アクセス

日本自動車工業会

<http://www.jama.or.jp/> 07/11/5 最終アクセス

日本自動車輸入組合 HP (2007)

<http://www.jaia-jp.org/> 07/11/5 最終アクセス

韓国輸入自動車協会 (KAIDA) HP (2007)

<http://www.kaida.co.kr/> 07/11/5 最終アクセス